

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、栗山町防災会議が作成する計画であり、栗山町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり町及び防災関係機関が、その機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町の防災の万全を期すことを目的とする。

## 第2節 計画の構成

栗山町地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

### 1 地震防災計画編

これらの計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく栗山町水防計画とも調整を図るものとする。

## 第3節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 基本法    | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）                      |
| 2 救助法    | 災害救助法（昭和22年法律第118号）                        |
| 3 防災会議   | 栗山町防災会議                                    |
| 4 本部（長）  | 栗山町災害対策本部（長）                               |
| 5 計画     | 栗山町地域防災計画                                  |
| 6 災害     | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害                        |
| 7 防災関係機関 | 栗山町防災会議条例（昭和40年栗山町条例第9号）第3条第5項に定める委員の属する機関 |

## 第4節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

## 第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議構成機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。（連絡先は資料1参照）

機関の区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 指定地方 行政機関	(1) 北海道開発局 ①札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	1 一般国道234号及び274号線の維持防災及び輸送確保に関すること。 2 直轄管理区域内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
	②札幌開発建設部 札幌南農業事務所	1 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
	③札幌開発建設部大夕張ダム 管理所川端ダム出張所	1 直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
	④札幌開発建設部 江別河川事務所	1 直轄管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 2 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。 3 ダム情報の収集及び通報に関すること。 4 水防工法等の現地指導に関すること。
	(2) 北海道森林管理局 空知森林管理署	1 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 2 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 3 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。 4 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。

	(3) 北海道農政事務所	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。
2 自衛隊	(1) 陸上自衛隊 第7師団第72戦車連隊	1 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 2 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関する事。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。
3 北海道	(1) 空知総合振興局 ①空知総合振興局	1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行う事。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請を行う事。
	②空知総合振興局 保健環境部保健行政室	1 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事。 2 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。 3 災害時における給水活動を推進すること。 4 防疫薬剤の確保及び供給に関する事。 5 救助法の適用及び実施に関する事。
	③空知農業改良普及センター空知南東部支所	1 農畜産物の被害調査及び報告に関する事。 2 農畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関する事。 3 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関する事。
	④空知家畜保健衛生所	1 家畜の防疫に関する事。
	(2) 空知総合振興局 ①札幌建設管理部長沼出張所	1 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関する事。
4 警察機関	(1) 北海道札幌方面 栗山警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 2 災害情報の収集に関する事。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 4 犯罪の予防、取締り等に関する事。 5 危険物に対する保安対策に関する事。 6 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事。 7 広報活動に関する事。

5 栗山町	(1) 町長部局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栗山町防災会議に関する事務を行うこと。</li> <li>2 栗山町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。</li> <li>3 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整を講ずること。</li> <li>4 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。</li> <li>5 災害に関する情報収集、被害調査及び報告に関すること。</li> <li>6 防災思想の普及、防災訓練の実施に関すること。</li> </ol>
	(2) 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。</li> <li>2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>3 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。</li> </ol>
	(3) 消防機関 栗山消防団 南空知消防組合消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関すること。</li> <li>2 水防活動に関すること。</li> <li>3 その他災害時における救助、救出活動を行うこと。</li> </ol>
6 指定公共機関	(1) 東日本電信電話（株） 北海道支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象官署からの警報を伝達すること。</li> <li>2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</li> </ol>
	(2) 北海道電力（株） 栗山営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力供給施設の防災対策を行うこと。</li> <li>2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。</li> </ol>
	(3) 北海道旅客鉄道株式会社 追分駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。</li> <li>2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。</li> </ol>
	(4) 日本郵便株式会社 栗山郵便局 角田郵便局 継立郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。</li> <li>2 郵便の非常取扱いに関すること。</li> <li>3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。</li> </ol>
7 指定地方公共機関	(1) 栗山土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地改良施設の防災対策を行うこと。</li> <li>2 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。</li> </ol>
	(2) 空知南部医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救急医療を行うこと。</li> </ol>
8 公共的団体及び防災上重要	(1) 栗山町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの受け入れ及び活動支援に関すること。</li> <li>2 要配慮者に対する支援等に関すること。</li> </ol>

な施設の 管理者	(2) そらち南農業協同組合	1 農業生産共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 3 共済金支払いの手続きを行うこと。
	(3) 北海道中央農業共済組合 南空知支所	1 災害時における家畜対策に関すること。 2 被災組合員に対する農業災害補償に関すること。
	(4) 栗山商工会議所	1 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 2 被災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。 3 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関すること。
	(5) 北海道建築士会 空知支部栗山分会	1 災害時における建築物の応急危険度判定の協力に関すること。
	(6) 運送事業者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
	(7) 危険物関係施設管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	(8) 栗山建設業協会	1 災害応急対策における建設用資材の使用要請の協力に関すること。

## 第7節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業所等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

### 第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

- (4) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 避難行動要支援者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成

## 2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

## 第2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めるものとする。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 事業所の耐震化
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保

### 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動等への支援等、地域住民への貢献

## 第2章 栗山町の概況

### 第1 栗山町の位置

栗山町は、北海道ほぼ中央、空知総合振興局の南部に位置し、北は岩見沢市に、東は夕張市に接しており、さらに南部及び西部は夕張川を境として由仁町、長沼町に接している。経緯は東経141度45分～141度52分、北緯43度00分～43度5分であり、東西17.5km、南北25.1kmで、総面積203.93km<sup>2</sup>である。

本町の地勢は、北は屈足山系、東は夕張山系につづく緩やかな丘陵地帯で、中央部から南部にかけては平野部となっている。

また、国道234号線が本町の中央部を南北に走り、札幌市に50km、苫小牧市に50kmと近接している。

### 第2 気象

気象は年間を通しておだやかで、太平洋及び日本海からの季節風の影響を受け風の吹く日も多い。

気温は年平均6.8℃、年間降水量は1,191mm、年間降雪量は709cm、年日照時間は1,832時間となっている。

### 第3 災害の記録

過去に本町において発生した災害の主なものは、次のとおりである。

発 生 年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和 7 年 9 月 5 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水78戸 床下浸水260戸 道路浸水・決壊24箇所 橋梁破損・流失21箇所 農作物被害4,197ha 被害額430万円
昭和 8 年 8 月 7 日	風雨	集中豪雨による被害 土砂決壊・流入73ha 道路浸水・決壊7箇所 橋梁破損・流失3箇所 床上浸水184戸 床下浸水162戸
昭和18年9月12日	風雨	集中豪雨による被害 橋梁破損・流失27箇所
昭和22年9月16日	風雨	集中豪雨による被害 死者1名 床上浸水147戸 床下浸水262戸 農地冠水1,052ha 道路浸水・決壊14箇所 橋梁破損・流失26箇所
昭和27年3月 4日	地震	十勝沖地震による被害 煙突倒壊75戸 家屋倒壊破損5戸 電線切断3箇所 ガラス破損148戸 負傷者1名

昭和29年9月26日	台風	台風15号による被害	家屋全・半壊50戸 農作物・立木の風倒 煙突・電柱倒壊 被害額2億円
昭和31年	凶冷	冷害による農作物被害	減収被害4億1千万円
昭和33年7月24日	台風	台風11号による被害	河川決壊13箇所 道路決壊4箇所 橋梁破損3箇所 建物半壊4戸 床上浸水37戸 床下浸水244戸 畑流失6ha 農地冠水514ha 被害額5千万円
昭和34年9月6日	台風	台風14号による被害	農作物被害193ha 被害額955万円 住宅小破1戸 建物全壊7戸
昭和36年7月25日	風雨	集中豪雨による被害	夕張川及び各支流河川氾濫 家屋半壊 2戸 床上浸水154戸 床下浸水5 73戸 非住宅664戸 土砂流失・流 入100ha 冠水・浸水5,015ha 農作物被害1億7,835万円 道路決 壊32箇所 橋梁破損・流失44箇所 角田コウ礦水道破損給水3日 農業用 灌排施設決潰2箇所 堤防決壊39箇所
昭和37年8月4日 8月10日	台風	台風9号及び10号 による被害	夕張鉄道復旧へ災害救助法適用 床上浸水279戸 床下浸水826戸 流失家屋1戸 半壊1戸 被害総額6億1,571万円
昭和39年	凶冷	冷害による農作物被害	減収被害額5億7,785万円
昭和40年9月10日	台風	台風23号による被害	農用地浸水2,021ha 被害額7,293万円
昭和40年9月16日	台風	台風24号による被害	床上浸水4戸 床下浸水8戸 農作物 被害151ha 被害額1,790万円 土木災害35箇所
昭和41年8月20日	台風	台風26号による被害	住宅全壊1戸 半壊2戸 流失2戸 床上浸水52戸 床下浸水419戸 農作物被害1,824ha 被害額2億23 7万円 土木災害160箇所

昭和50年8月23日	台風	台風6号による被害	床上浸水11戸 農地冠水545ha 道路河川決壊18箇所 農業施設3箇所 地すべり3箇所
昭和56年8月3日 ～8月6日	風雨	集中豪雨による被害 (降水量447mm)	床上浸水25戸 床下浸水141戸 道路破損90箇所 橋梁損壊1箇所 河 川損壊41箇所 崖くずれ5箇所 田畑の被害1,290ha 上水道導水 管流失18m 被害総額22億6千万円
昭和60年9月1日	台風	台風13号による被害	河川決壊4箇所 道路決壊4箇所 農作物被害150ha 被害総額5,729万円
昭和62年8月26日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊25箇所 道路決壊4箇所 農作物被害29ha 農業用施設3箇所 被害総額1億3240万円
昭和62年9月1日	台風	台風13号による被害	家屋一部損壊2戸 農作物被害200 ha 社会教育施設一部損壊1戸 自治 会集会所一部破損1戸 被害総額1,543万円
平成63年9月22日	降雹	雹による被害	農作物被害525ha 被害額4,053万円
平成33年3月7日	暴風雪	暴風雪による被害	農作物被害181ha 営農施設破損1 19件 総被害額1億9,100万円
平成44年9月1日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊4箇所 道路決壊2箇所 林 道決壊1箇所 農作物被害2ha 被害総額5,318万円
平成66年5月27日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊8箇所 道路決壊1箇所 林道決壊2箇所 農作物被害21ha 営農施設被害6箇所 被害総額9,229万円
平成66年8月31日	風雨	集中豪雨による被害	床下浸水1戸 河川決壊2箇所 被害総額3,400万円

平成 9年8月10日	風雨	集中豪雨による被害	床上浸水2戸 河川決壊6箇所 道路決壊1箇所 橋梁破損1箇所 林道決壊1箇所 農作物被害7.2ha 農業施設破損2箇所 被害総額9,808万円
平成10年8月28日	風雨	集中豪雨による被害	農作物被害1.2ha 農業用施設被害3箇所 被害総額6,000万円
平成10年9月 9日	風雨	集中豪雨による被害	床上浸水4戸 床下浸水29戸 河川決壊4箇所 道路決壊3箇所 公営住宅一部破損2棟 農作物被害20ha 被害総額1億5,591万円
平成12年4月10日	風雨	集中豪雨による被害	河川決壊6箇所 林道決壊3箇所 農業用施設被害6箇所 営農施設被害100箇所 被害総額1億3,06万円
平成12年5月13日	風雨	集中豪雨による被害	床下浸水1戸 河川決壊2箇所 道路決壊1箇所 農作物被害20ha 被害総額3,950万円
平成12年7月25日	風雨	集中豪雨による被害	床下浸水3戸 河川決壊6箇所 道路決壊4箇所 林道決壊3箇所 農作物被害2.7ha 被害総額5,504万円
平成13年9月11日	台風	台風15号による被害	床下浸水1戸 河川決壊7箇所 道路決壊10箇所 林道決壊1箇所 農作物被害17.3ha 農業用施設被害8箇所 総被害額2億4,116万円
平成15年9月26日	地震	十勝沖地震による被害	継立中学校校舎外壁剥離 水道管破損27箇所 ホームタンク倒壊1箇所
平成16年9月8日	台風	台風18号による被害	住居一部破損30戸 非住家被害14戸 農作物被害2,720ha 営農施設被害1,130箇所 林業被害4.8ha 社会教育施設一部破損9箇所 総被害額2億6,709万円

平成23年1月17日	大雪	降雪による被害	ビニールハウス全壊27棟 ビニールハウス半壊18棟 家屋一部損壊 20棟 被害総額6,870万円
平成24年3月15日	大雪	降雪による被害	ビニールハウス全壊13棟 ビニールハウス半壊20棟 エゾシカ防護柵40km破損 被害総額8,259万円
平成28年8月17日 ～8月23日	台風	台風7号、9号、 11号による被害	床下浸水1戸、林道決壊1箇所、河岸 崩壊3箇所、道路決壊13箇所、排水路 閉塞2箇所 被害総額4,475万円

### 第3章 防災組織

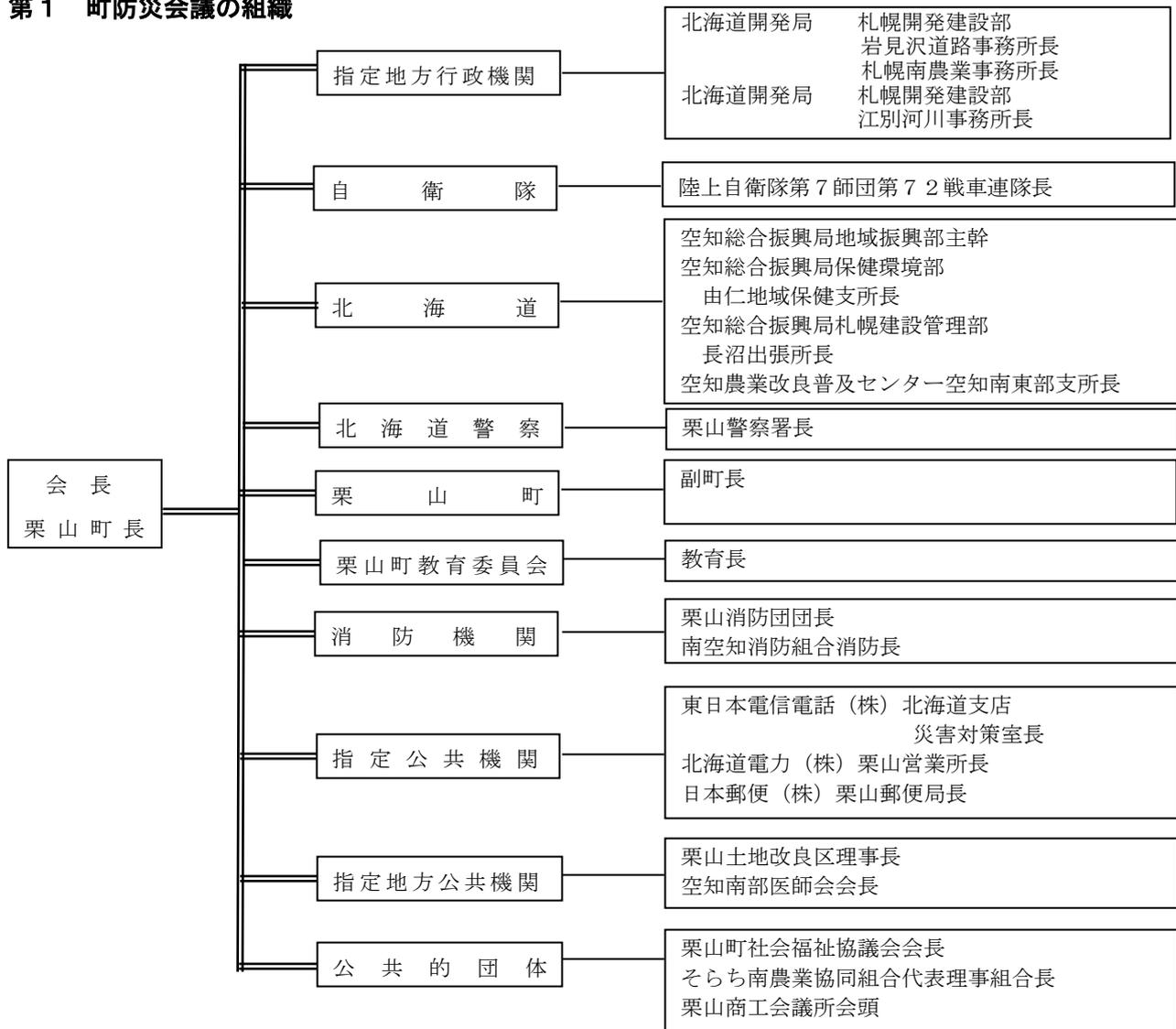
災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

#### 第1節 防災会議

防災会議は、町長を会長として、基本法第16条第6項の規定により、栗山町防災会議条例（昭和40年条例第9号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

##### 第1 町防災会議の組織



## 第2 運営

防災会議の運営は、栗山町防災会議条例の定めるところによる。(資料2参照)

### 第2節 町の災害対策組織

#### 第1 緊急課長会議

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、指名する職員等による緊急課長会議を招集し、初動体制に万全を期すものとする。

#### 第2 災害対策連絡会議

##### 1 設置

町長は、災害対策本部設置に至らない程度の災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

#### ※ 連絡会議設置基準

風水害	・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水や農地の浸水、全半壊等の被害が発生したとき。 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。	
雪害	・大雪による交通まひ等の事態が発生し、応急対策が必要なとき。	
火山	・樽前山の火山活動による降灰対策が必要なとき。	
大事故等	航空災害	・飛行機等の墜落事故で局地的に対策が必要なとき。
	道路災害	・人命の救助救出及び被害者対策等が局地的に必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、局地的に対策が必要なとき。
	危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	大規模火災	・家屋・施設や人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。

##### 2 組織

連絡会議の組織は、町長、副町長、教育長、総務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長その他町長が指名する職員とする。

##### 3 事務分掌

- (1) 連絡会議の事務分掌は、災害対策本部が設置された場合に準ずる。
- (2) 連絡会議の庶務は、総務課において処理するものとする。

##### 4 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了した

とき、又は災害対策本部が設置されたときは、連絡会議を廃止する。

### 第3 災害対策本部

#### 1 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

#### ※ 災害対策本部設置基準

風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表されたとき。</li> <li>・大型台風の接近等で多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。</li> <li>・多くの地域で避難勧告や孤立集落の被害等が発生し、応急対策が必要なとき。</li> <li>・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li> </ul>	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表されたとき。</li> <li>・大雪による被害が大規模で、広域にわたるとき。</li> </ul>	
火山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樽前山の火山活動による降灰対策が広域にわたるとき。</li> </ul>	
大事故等	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</li> </ul>
	道路災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</li> </ul>
	危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</li> </ul>
	大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</li> </ul>
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</li> </ul>
	冷(温)害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地で冷(温)害被害が発生したとき。</li> </ul>

#### 2 組織

本部の組織は、別表第1のとおりである。

#### 3 運営

災害対策本部の運営は、栗山町災害対策本部条例（昭和40年栗山町条例第10号）に定めるところによる。

#### 4 事務分掌

本部の事務分掌は、別表第2のとおりである。

#### 5 設置場所

本部は、役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

#### 6 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

#### 7 通知

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び町民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

#### 8 標識

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板（別図第1）を掲げるものとする。
- (2) 本部長、副本部長、対策部長、班長及び班の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じ腕章（別図第2）を着用するものとする。

### 第3節 町職員の配備体制

本部は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。ただし、町長は、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、警戒配備体制をとるものとする。

#### 第1 配備計画

- 1 本部長は、非常配備を決定したときは、直ちに総務対策部長に指示し、副本部長及び本部員（対策部長）に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するとともに、全職員に庁内放送、電話、携帯電話等により周知するものとする。
- 2 対策部長は、前記1の通知を受けたときは、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- 3 配備要員は、対策部長から前記2の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- 4 対策部長は、あらかじめ部内の職員動員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。
- 5 対策部長は前記4の職員動員連絡系統図を作成したときは、本部長に提出するものとする。
- 6 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各部に所属する職員を他の部に応援させるものとする。
- 7 災害の状況により応援を必要とする対策部（班）にあつては、当該部長を通じて本部長に要請し、必要数の応援を受けるものとする。
- 8 警戒配備体制下における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

## 第2 配備基準等

警戒・非常配備体制の基準及び配備要員は、次のとおりとする。

区分	体制	配備基準	配備要員
連絡会議の設置前	第1警戒配備	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。	関係各課の所要の職員をもってあたる
連絡会議の設置後	第2警戒配備	災害対策連絡会議設置基準による。(第2節の第2参照)	町長 副町長 教育長 総務課長 保健福祉課長 産業振興課長 建設水道課長 教育次長及び町長が必要と認める職員
災害対策本部の設置後	非常配備	災害対策本部設置基準による。(第2節の第3参照)	災害対策本部全員

備考 災害等の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 第3 職員の配備体制

### 1 連絡会議設置前

- (1) 警戒配備要員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに配備体制につく。
- (2) 警戒配備に関わる指揮監督は、各課長が行う。  
なお、総括は副町長が行う。
- (3) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (4) 副町長は、災害対策連絡会議の設置（第2警戒配備への移行）について、町長と協議するものとする。

### 2 連絡会議設置後

- (1) 町長は、連絡会議の設置を決定したときは、直ちに第2警戒配備体制をとるよう各課長に通知する。
- (2) 町長は、連絡会議を総括し、職員を指揮監督するとともに、災害対策本部の設置（非常

配備への移行)について、判断するものとする。

- (3) 各課長は連絡会議の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第2警戒体制をとるものとする。
- (4) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (5) 総務課長は、関係課長等に収集情報を提供し、各課の活動状況等を把握するものとする。
- (6) 関係課長等は、町長の指示及び総務課長からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。
- (7) 第2警戒配備体制の職員の人数は、状況により関係課長において増減するものとする。

### 3 災害対策本部設置後

- (1) 本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに、非常配備体制をとるよう各対策部長に通知する。
- (2) 各対策部長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき非常配備体制をとる。
- (3) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部員会議を開催するものとする。
- (4) 関係対策部長は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (5) 総務対策部長は、関係対策部長及び防災関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状態を本部長に報告するものとする。
- (6) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
  - ア 災害の現況を対策部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
  - イ 設備、物資、資機材、機械等を点検し、必要に応じて被災地区(被災予想地区)へ配備すること。
  - ウ 関係対策部及び防災関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

## 第4 職員の非常参集

- 1 職員は、勤務時間外・休日等に動員の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡を取り、又は自らの判断により参集し、警戒・非常配備基準に基づく配備につくものとする。
- 2 各課長等は、職員が非常参集したときは職員の参集状況を把握し、総務課長に報告するものとする。
- 3 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合の職員への連絡等は、同節第1「配備計画」のとおりとする。

## 第5 勤務時間外・休日等の連絡体制

- 1 日直者、夜間警備員は、次の情報を受けた場合は直ちに総務課長に連絡するものとする。
  - (1) 気象警報等が空知総合振興局又はN T T東日本センターから通報された場合
  - (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
  - (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- 2 総務課長は、必要に応じて町長、副町長及び関係課長等、職員に通知するものとする。

- 3 前記1及び2の場合の伝達は、電話等によるものとする。
- 4 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合の職員への連絡等は、同節第1「配備計画」のとおりとする。

## **第6 町長の職務の代理**

緊急課長会議の招集や災害対策（連絡会議）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

## **第4節 住民組織等への協力要請**

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

### **第1 協力要請事項**

- 1 住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
  - (2) 緊急避難のための避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
  - (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
  - (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
  - (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
  - (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
  - (7) 災害対策本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
  - (8) その他救助活動に必要な事項で、住民が協力を求める事項。

### **第2 協力要請先**

- 1 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
  - (1) 栗山町社会福祉協議会
  - (2) 栗山町各町内会又は自治会
- 2 その他女性団体、青年団体、建設業関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

### **第3 担当対策部**

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係の対策部とする。

## **第5節 自主防災組織への協力要請**

### **第1 組織の協力要請**

- 1 自主防災組織の育成については、第4章第11節「自主防災組織の育成等に関する計画」によるものとする。
- 2 自主防災組織が整備された場合にあつては、前節第2の1の(2)の協力要請先は自主防災組織とする。

## 第6節 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画

気象等に関する注意報、警報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、当地域における注意報及び警報の種類、発表基準、伝達方法等は、次によるものとする。

### 第1 注意報及び警報の種類並びに発表基準等及び伝達

#### 1 一般向けのもの

##### (1) 種類及び発表基準

###### ア 気象注意報

(ア) 風雪、強風、大雨、洪水、大雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷（雪）、霜、低温及び融雪の注意報

(イ) 発表基準については、別表第3のとおりである。

###### イ 気象警報

(ア) 暴風、暴風雪、大雨、洪水及び大雪の警報

(イ) 発表基準については、別表第4のとおりである。

###### ウ 特別警報

(ア) 大雨、暴風、暴風雪、大雪の特別警報

(イ) 発表基準については、別表4のとおりである。

###### エ 地面現象注意報及び警報

大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起きるおそれがあると予想される場合に、その注意報事項を気象注意報に含めて発表される注意報及び重大な災害が起きるおそれがあると予想される場合に、その警報事項を気象警報に含めて発表される警報

###### オ 洪水注意報及び警報

(ア) 洪水によって災害が起きるおそれがある場合に、その旨を注意して出される注意報及び警報

(イ) 発表基準については、注意報は別表第3、警報は別表第4のとおりである。

##### (2) 伝達系統

気象注意報及び警報は、別表第5により電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 気象注意報及び警報等は、勤務時間中は総務課長が、勤務時間外は、日直者、夜勤警備員が受理するものとする。

イ 勤務時間外に日直者、夜間警備員が気象注意報、警報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第1号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については 総務課長（不在のときは総務グループ統括）に連絡するものとする。

〔連絡する気象警報 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

ウ 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、総務課長に提出するものとする。

エ 総務課長は、気象注意報及び警報等を受理した場合、速やかに町長に報告するとともに、

必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

## 2 水防活動用気象注意報・気象警報及び伝達

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報をもって代える。

### (1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

### (2) 伝達

伝達については、第1の1の(2)(別表第5)と同様とする。

## 3 洪水予報(指定河川)

指定河川の洪水予報は、気象台と北海道開発局又は北海道が共同で発表するものである。

### (1) 指定河川及び担当(石狩川開発建設部)

水系名	河川名	担 当
石狩川	夕張川	札幌管区気象台、北海道開発局

### (2) 洪水予報の種類及び発表基準

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したときに発表される。
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に達したとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれたときに発表される。
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に達したときに発表される。
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したときに発表。

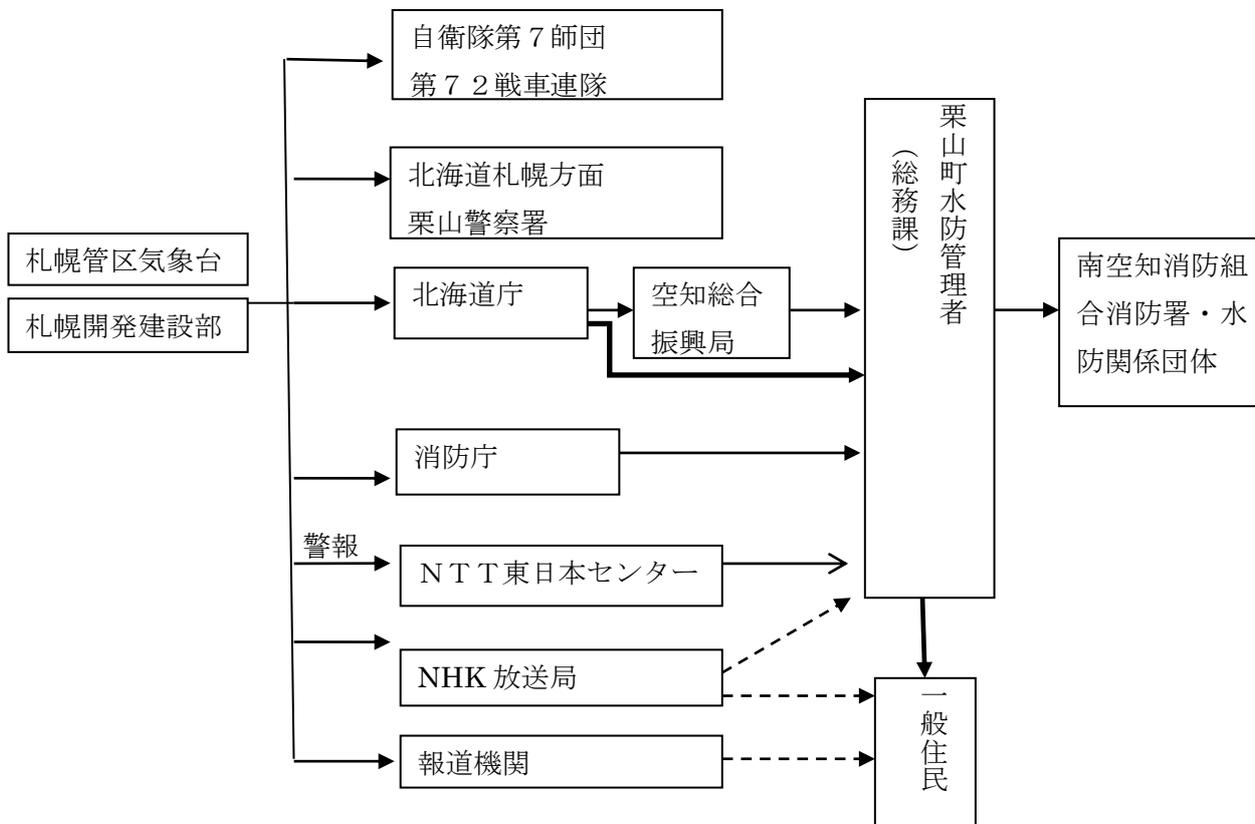
### (3) 警報基準地点と基準水位

水系名	河川名	基準地点	消防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
石狩川	夕張川	円山	53.50 m	54.10 m	54.70 m	55.20 m

(4) 伝 達

ア 札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で発表する場合

(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

4 水防警報 (法第16条第1項)

水防警報指定河川についての水防警報は空知総合振興局札幌開発建設部が発表し、伝達は次の系統により行うものである。

(1) 水防警報河川

指 定 河 川		実 施 機 関
水 系	河 川	
石 狩 川	夕 張 川	札幌開発建設部

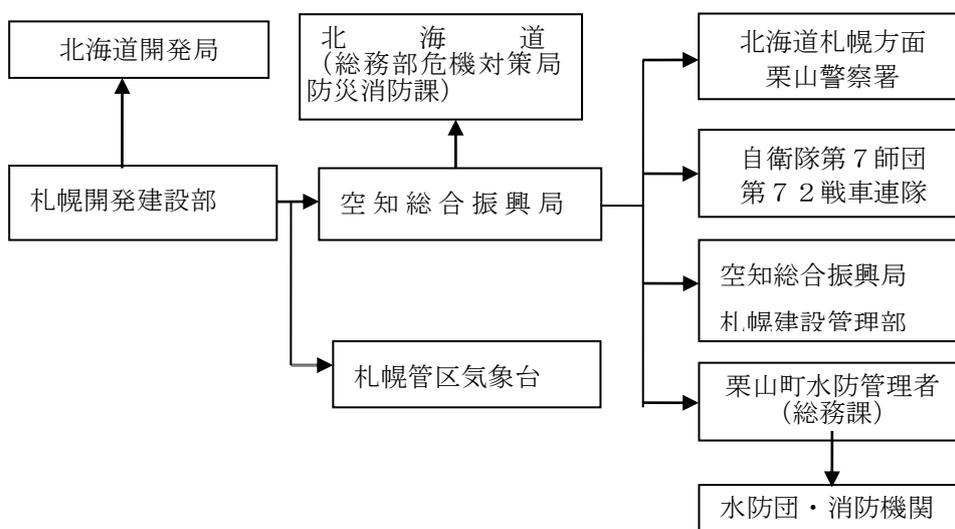
(2) 水防警報基準地点

水 系 名	河 川 名	基 準 点
石 狩 川	夕 張 川	円 山

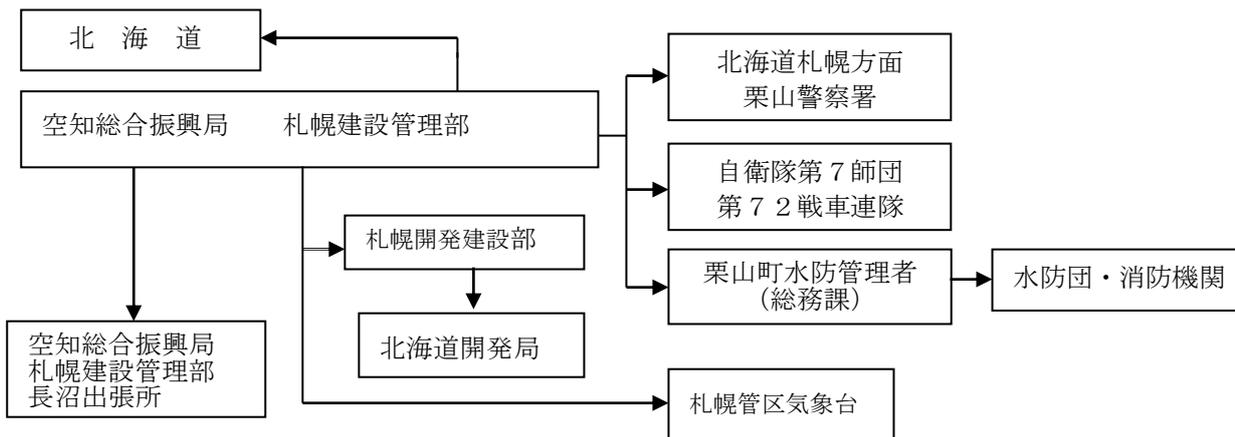
(3) 水防警報の種類及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

ア 札幌開発建設部が発表する場合



イ 北海道が発表する場合



※ 水防警報…北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

5 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、気象官署から北海道に通報されるものである。

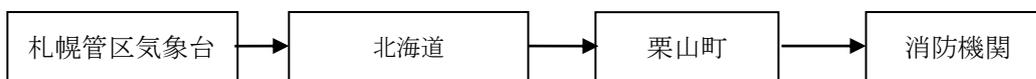
通報を受けた北海道は、管内市町村長に通報するものとする。

ア 通報基準

発表官署	通報基準
札幌管区气象台	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上 12m/s 以上が予想される場合。 なお、風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達

伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第4節「林野火災対策計画」により実施するものとする。

第2 気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を一般町民及び防災関係機関に具体的に速やかに伝えるもので、気象注意報及び警報を補って、その情報価値を高める機能を有するものであり、台風、低気圧、大雨、大雪、低温、長雨、少雨等の現象の名前を付けて発表されるものである。

1 情報の種類

(1) アラーム（警告）的気象情報

気象注意報及び警報を発表するにはまだ早い、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって伝えることが有効と予想されるときに発表されるもの。

(2) 補完的気象情報

気象注意報及び警報を発表しているときに、その後の変化や内容の詳しい状況及び防災上必要な注意事項などを具体的に解説するために発表されるもの。

(3) 記録的短時間大雨情報

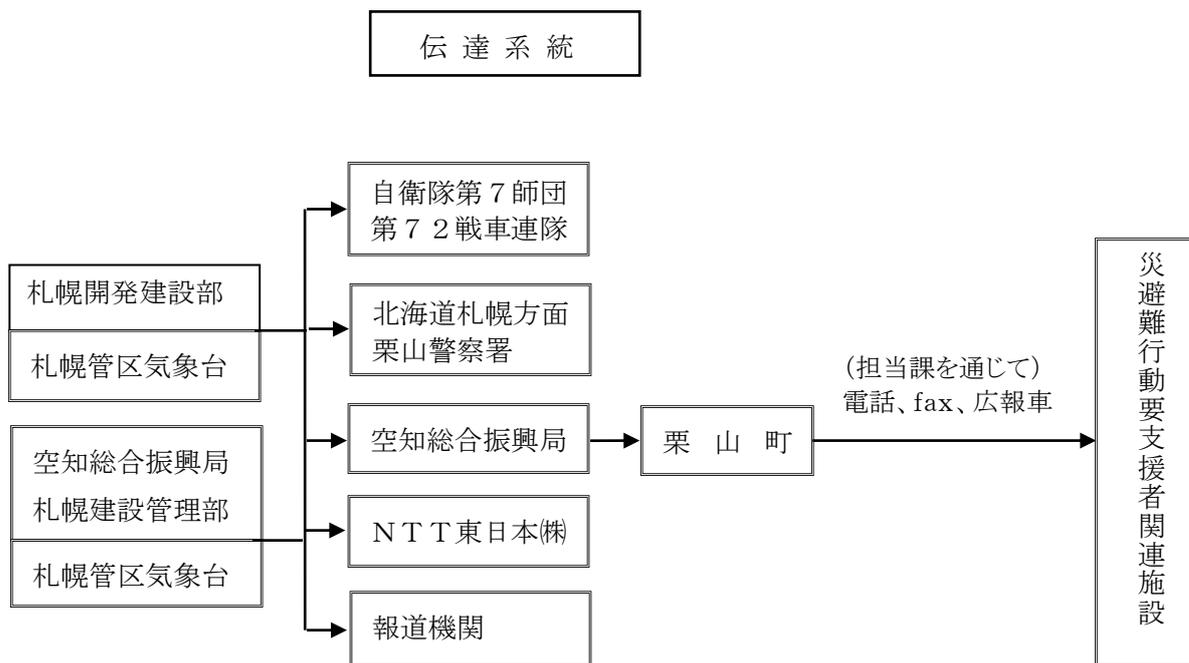
大雨警報を発表しているときに、その区域内で数年に1度ぐらいしか発生しないような記録的な大雨が予想され、大雨に対する警戒をさらに一段厳しくする必要がある場合に発表されるもの。

2 伝達

(1) 伝達については、第1の1の(2)（別表第5）と同様とする。

(2) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達。

町は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導を実施する。



## 第4章 予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、当該市町村の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

### 第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「栗山町水防計画」の定めるところによるものとし、水防区域の現況は別表第10のとおりである。

### 第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

#### 第1 予防対策

国、北海道及び栗山町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

2 北海道

農産物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

3 北海道及び栗山町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

#### 4 栗山町

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導するものとする。

### 第3節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策は、この計画に定めるところによる。

#### 第1 予防対策

##### 1 除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。

- (1) 国道の除雪は、札幌開発建設部岩見沢道路事務所が行う。
- (2) 道道の除雪は、空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所が行う。
- (3) 町道の除雪は、町（建設水道課）が行う。

##### 2 町道の除雪は、栗山町除排雪業務実施要領（別表第1 2 関係）に基づくほか次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

##### 3 除雪実施目標

除雪対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

- (1) 第一次目標  
期 間 1 1 月  
目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置
- (2) 第二次目標  
期 間 1 2 月から 3 月まで  
目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

##### 4 出動基準

降雪量が10 cm以上になった場合又は吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合

##### 5 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に十分配慮するものとする。

## 第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川等の出水災害に対処するための予防対策は、「栗山町水防計画」に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておく。
- 6 災害の発生又は発生のおそれがある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割りデー、河道清掃デーなどの設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

### 第2 応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ住民の避難等の応急対策を講ずるものとする。

### 第3 対策期間

融雪対策の期間は、3月から5月までとする。

## 第5節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 第1 現況

- 1 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。（別表第11）  
（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域：平成29年3月24日指定）

区 分	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険箇所	11	6
土石流危険溪流	34	4
指定箇所数 計	40	10

## 2 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。(別表第11-1)

区 分	個所数
山腹崩壊危険地区	41
崩壊土砂流出危険区域	43
地すべり危険地区	4
計	88

### 第2 予防対策

- 1 土砂災害警戒区域等の指定について、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予警報の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について、計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- 2 計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- 3 計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

### 第3 形態別予防計画

#### 1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害等につながるおそれがある。

町及び防災関係機関は、地すべり防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

また、標識の設置により住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、斜面等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置(異常報告、自主避難等)などの周知・啓発を図る。

#### 2 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画

##### (1) 北海道

ア 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

イ 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施工するものとする。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

エ 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対

して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

## (2) 栗山町

町（総務課）は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知に努めるとともに、計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

## 3 山腹崩壊予防計画

### (1) 北海道森林管理局、北海道

ア 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

イ 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

ウ 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

### (2) 栗山町

町（総務課）は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

## 4 土石流予防計画

### (1) 北海道開発局、北海道森林管理局

ア 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

### (2) 北海道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 町に対し危険溪流に関する資料を提供し、住民への危険溪流に関する資料の提供について指導するものとする。

ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石

流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

エ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(3) 栗山町

町（建設水道課）は、住民に対し、土石流危険溪流の周知に努めるとともに、計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

## 第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防ぎよに関する計画は、次に定めるところによる。

### 第1 建築物防災の現状

本町においても、人口の市街地への集中が見られ、市街地における災害の危険性は増大している。市街地には建築物が集中しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として準防火地域を定めている。

### 第2 予防対策

建築物の密度が高い市街地における火災は、大きな被害をもたらすおそれがあることから、準防火地域の指定に当たっては、避難場所及び避難ルートの確保、延焼の阻止等に配慮する。また、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を推進する。

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行うこととする。

## 第7節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、その他の災害を防除し、その被害の軽減に努めるものである。

### 第1 消防体制の整備

町は、地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

その内容は、火災予防及び火災防ぎよを中核として、消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するため各種災害の対応に万全を期す。

また、詳細については、別に定める「南空知消防組合消防計画」によるものとする。なお、消防組織は別表第13、消防施設の現況は別表第14のとおりである。

### 第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定めるため所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

### 第3 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第27節「広域応援派遣計画」に基づき、他の消防機関、他市町村及び道へ応援を要請するものとする。

## 第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

### 第1 食料等の確保

町（総務課）は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

町（総務課）は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

### 第2 防災資機材の整備

町（総務課）は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。整備済防災資機材は、別表第15のとおりである。

### 第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進めていく。

### 第4 備蓄倉庫等の整備

備蓄食料、防災資機材等を適正に保管、管理する備蓄倉庫の整備に努める。

### 第5 水防倉庫

町の所管する水防倉庫の名称及び位置は次のとおりとする。

また、各地区においては水防倉庫及び備蓄倉庫の整備充実を図るものとする。

名 称	位 置	管理責任者
栗山町水防倉庫	栗山町松風3丁目252番地 (栗山町役場構内)	建設水道課長

## 第9節相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等をの活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 第2 相互応援（受援）体制の整備

#### 1 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

#### 2 市町村

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

#### 3 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

## 第10節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するため避難場所、避難所の確保及び整備等に関しては、この計画に定めるところによる。

### 第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によると河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 5 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 7 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

### 第2 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には

発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 2 町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

### 第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模～被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

構造～速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。

立地～想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。

交通～車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
  - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
  - (2) 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
  - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を

図る。

- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

#### 第4 町における避難計画の策定等

##### 1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

##### 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### 3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水、給食措置
- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 暖房及び発電機用燃料の確保
- オ 負傷者に対する応急救護

(6) 避難場所・避難所の管理に関する事項

- ア 避難中の秩序保持
- イ 住民の避難状況の把握
- ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

- ア 緊急速報メールによる周知
- イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- ウ 避難誘導者による現地広報
- エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

## 第 1 1 節 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

### 第 1 実施責任者及び措置内容

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

### 第 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 要介護認定 1～5 を受けている者
- (2) 身体障害者手帳 1 種 1・2 級（総合等級）を所持する者
- (3) 療育手帳を所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者
- (5) その他支援を必要とする者

### 第 3 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

名簿作成上の必要に応じ、災害対策基本法第49 条の10 第3 項に基づき町の関係部署で把握している情報を集約し、利用するほか、同第4 項の規定に基づき北海道知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

### 第 4 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、南空知消防組合消防署、栗山警察署、栗山町民生委員児童委員、栗山町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

### 第 5 情報の更新

原則として、年1 回避難行動要支援者名簿及び登録台帳の追加・更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出等により最新の情報に更新する。

### 第 6 名簿情報保護

町長は、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- 2 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

- 3 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- 4 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- 5 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- 6 名簿情報の取り扱い状況を報告させること。
- 7 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

## **第7 名簿記載内容**

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

## **第8 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮**

町は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の適時適切に発令する。また、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者にあった必要な情報を選んで流す。

## **第9 避難支援等関係者の安全確保**

町は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。従って、避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、ひとりの避難行動要支援者に対し複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日ごろから円滑な避難が可能となるよう努める。

## **第10 福祉避難所等の整備**

避難行動要支援者が避難する場合には、必要な支援の程度を配慮し、一般の避難所が適切でないとして判断した場合の避難場所として、介護保険施設、障がい者施設等を「福祉避難所」に指定し、避難行動要支援者の避難場所の確保と避難生活に必要な施設・設備等の整備に努める。

## **第11 外国人に対する対策**

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めることとする。

### 第1 地域住民による自主防災組織

町（総務課及び南空知消防組合消防署）は、町内会・自治会ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等避難行動要支援者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 機動的な組織づくりを進めるため、情報班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班等を編成する。また、町及び防災関係機関との連絡を行う地区情報責任者を置くこととする。
- 3 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

### 第4 自主防災組織の活動

- 1 平常時の活動
  - (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

## (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

### イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

### エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

## (3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

## (4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

## 2 非常時及び災害時の活動

### (1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

#### ア 連絡をとる防災関係機関

#### イ 防災関係機関との連絡のための手段

#### ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、

火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の処置を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準・備高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

### 第13節 積雪・寒冷対策計画

町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

#### 第1 積雪対策の推進

町及び防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」及び栗山町除排雪業務実施要領に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

#### 第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

(1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。

(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 第3 交通の確保

#### 1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道及び栗山町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

##### (1) 除雪体制の強化

ア 町（建設水道課）は、国道、道道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 町（建設水道課）は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

##### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 町（建設水道課）は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 町（建設水道課）は風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

### 第4 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊の防止

町（建設水道課）は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

#### 2 積雪期における避難所、避難路の確保

町（総務課及び建設水道課）及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

### 第5 寒冷対策の推進

#### 1 避難所対策

町（総務課）は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

#### 2 被災者及び避難者対策

町（総務課）は被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

### 第6 スキー客に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジの損壊や雪崩の発生等によるスキー客の被災が懸念される。このため、スキー場管理者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) スキー客の避難誘導が的確にできるよう要員の確保や訓練の実施に努める。
- (2) リフト等の施設について日常の点検を実施する。
- (3) 雪崩が発生し、被災者が出た場合は、消防機関、警察署等救助のための関係機関及び団体に速やかに救助救出を依頼できるよう連絡体制の整備及び確保に努める。
- (4) 救助救出用の資機材及び応急医薬品の確保に努める。

## 第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。

#### 第1 平時の情報交換

1 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

#### 第2 町の災害情報等収集及び連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ的確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。

1 町長（総務課）は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

#### 2 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常出水、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、災害情報連絡系統図（別表第6）により、速やかに町、警察署、消防機関又は最寄りの地区情報連絡責任者に通報するものとする。

#### 3 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた警察署、消防機関及び地区情報連絡責任者

は、災害情報連絡系統図（別表第6）により、直ちに町（総務課）に通報するものとする。

#### 4 町から防災関係機関への通報及び町民への周知

(1) 町長（総務課）は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに町民に周知するものとする。

(2) 防災関係機関への通報及び町民への周知は、災害情報連絡系統図（別表第6）によるものとする。

#### 5 通報の取扱い

(1) 発見者からの通報窓口は総務課とし、勤務時間外にあっては日直者、夜間警備員が受理し総務課長に報告するものとする。

(2) 総務課長は、発見者又は日直者、夜間警備員からの通報等を受けたときは、町長に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

#### 6 地区情報連絡責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を図るため、各町内会・自治会別に情報連絡責任者を置く。

地区情報連絡責任者は各町内会長又は自治会長とする。なお、自主防災組織（第4章第11節）が整備された場合はその代表者とする。

地区情報連絡責任者は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又はその他関係機関に通報するものとする。

### 第3 災害等の内容及び通報の時期

#### 1 町災害対策本部（連絡会議）設置

(1) 町災害対策本部（連絡会議）を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び関係する防災関係機関へ通報する。

(2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

#### 2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

(1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・・・・・・・・・・・・発災後速やかに

(2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

(3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・・・・・・・・・・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

(4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

#### 3 国への報告

(1) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

#### 第4 被害状況報告

- 1 町（総務課）は、災害が発生した場合は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、空知総合振興局長に報告するものとする。
- 2 町（総務課）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

「直接即報基準」に該当する火災・災害
航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
原子力災害
死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

- (1) 町（総務課）は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（別表第6）に報告するものとする。

#### 被害状況等の報告

回線 区分	平日(9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間(左記以外) 消防庁宿直室	北海道庁総務部危機対策局 危機対策課	北海道空知総合振興局 地域政策部地域政策課
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0126-20-0033 0126-25-8144 (FAX)
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)		
北海道総合行 政情報ネットワーク	6-048-500-7527 6-048-500-7537(FAX)	6-048-500-7782 6-048-500-7789(FAX)	6-210-22-554 6-210-22-553	6-450-2151 6-450-2181

#### 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

##### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災

害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

(5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。

(6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

(7) その他特に指示があった災害。

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表第7の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

#### ア 速報

被害発生後、直ちに別表第8の様式により件数のみ報告すること。

#### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表第8の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

#### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表第8の様式により報告すること。

### (3) その他の報告

災害の報告は、前記(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

## 3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

## 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表第9のとおりとする。

## 第5 災害通信計画

災害時における防災関係機関等との災害情報、被害報告等の通信連絡の方法については、この計画の定めるところによる。

### 1 主通信系統（電話、電子メールによる通信）

#### (1) 加入電話回線

ア 災害時における通信連絡は、NTT等の電気通信業者回線による一般加入者回線を主通信系統とする。

イ 一般電話回線が輻輳し、発信規制がなされた場合には災害時優先電話として指定された

局線を使用する。

ウ 災害等によりア及びイの通信回線が使用できない場合は、NTTの非常・緊急通話（手動接続通話）で通信する。

〈非常・緊急通話の利用方法〉

(ア) 災害時優先電話から102番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。（NTTコミュニケータは、災害時優先電話の表示により、非常・緊急通話であることがわかる。）

(イ) 通話先の電話番号、通話内容を告げる。

(ウ) 接続が完了したら通話を開始する。

(2) 携帯電話回線

有線電話回線の設備が使用できない場合は、町の保有する携帯電話の無線電話回線を利用して通信連絡を行うものとする。

2 副通信系統（専用通信施設等の利用）

主通信系統が使用できない場合は、次の専用通信施設のうち最も迅速なものを選定して通信するものとする。

3 無線通信施設

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

ア 地上系回線と衛星系無線回線の2ルート

イ 端末局、ファクシミリは、役場本庁舎2階に設置

ウ 南空知消防組合消防署に専用回線で接続

エ 本庁内線電話により受発信可能

(2) 防災無線（別表第18参照）

ア 基地局 1局 本庁舎2階（統制台－建設水道課）

イ 移動局 48局（携帯用－10局、車載用－38局）

(3) 消防無線（別表第19参照）

ア 国共通波 基地局1局 消防署

イ 消防無線 基地局1局

固定局7局

移動局18局 本部2局、消防署8局、消防団8局

携帯局22局 本部1局、消防署13局、消防団8局

ウ 救急無線 基地局1局 移動局2局 携帯用2局

4 専用通信施設

(1) 警察電話による通信

栗山警察署専用電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行うものとする。

5 主通信系統及び副通信系統による通信が不可能になった場合の措置

(1) アマチュア無線局の免許人に協力を要請し、その利用を図るものとする。

(2) 自動車、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど臨機の措置を講ずるものとする。

## 6 町内全戸をカバーする通信方法の整備

現在、町では全戸をカバーする無線による通信方法がないので、防災無線、コミュニティFM等の通信方法の整備を推進する。

## 第2節 災害広報計画

災害時には、被災地住民をはじめとして町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

町における報道機関、防災関係機関及び町民に対する災害情報等の提供及び広報活動は、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報通信計画」によるほか、次の方法によるものとする。

- 1 総務課（総務対策部広報情報班）員の派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 報道機関その他防災関係機関の取材による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- 4 あらかじめ登録した町民等からの提供による（画像）情報等の収集

### 第2 災害情報等の発表及び広報の方法

#### 1 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長（町長）の承認を得て、総務対策部長（総務課長）がこれに当たる。

#### 2 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
- (4) 町における応急対策の状況
- (5) 町民及び被災者に対する注意及び協力要請
- (6) 災害対策本部の設置又は廃止
- (7) 救助法適用の有無

#### 3 町民に対する広報の方法及び内容

- (1) 町民及び被災者に対する広報活動は、次の広報媒体を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

ア 無線放送施設の利用

イ インターネット、イントラネットにおける町ホームページの利用

ウ 町広報車の利用

エ 新聞、テレビ及びラジオの利用

- オ チラシ等印刷物の利用
- カ 町広報誌の利用
- (2) 広報事項の内容
  - ア 災害に関する情報及び注意事項
  - イ 災害応急対策とその状況
  - ウ 被災地を中心とした交通に関する状況
  - エ 災害復旧対策とその状況
  - オ その他必要な事項

#### 4 庁内連絡

総務対策部総務班は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等は庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

### 第3 広聴活動

総務対策部調査班は、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、一般住民並びに罹災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

## 第3節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

### 第1 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長（建設対策部）、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- 2 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）（水防法第2条第2項及び第4項）
- 3 消防長、消防署長等（消防法第29条）
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- 6 知事（基本法第70条）
- 7 警察官等（基本法第63条第2項）
- 8 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

### 第2 町が実施する応急措置

- 1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応

急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、使用者その他当該工作物又は物件について権限を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を栗山町公告式条例（昭和25年栗山町条例第16号）を準用して、役場前等の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第5項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

(1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）

(2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

(4) 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

4 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条、資料8参照）

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

(2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を

拒むことはできない。

(3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

#### 5 知事に対する応援の要求等（基本法第68条、資料8参照）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

#### 6 住民等に対する緊急従事指示等

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させるものとする。

（基本法第65条第1項）

(2) 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする。（水防法第24条）

(3) 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させるものとする。（消防法第29条第5項）

(4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めるものとする。（消防法第35条の7第1項）

(5) 町長は、前記（1）から（4）までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

### 第3 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第29節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

## 第4節 避難対策計画

災害時において、町民の生命又は身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

#### 1 実施責任者

町長及び避難実施責任者は、災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

(1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの勧告・指示、立ち退き先の指示を行う

とともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知総合振興局に報告する（避難解除の場合も同様とする）。また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

イ 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

ウ 水防管理者が、避難のための立退き指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事は洪水、地すべり以外の災害においても町長が行う避難、立退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該町長に代わって実施する。

ウ 空知総合振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退きの指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第8節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(3) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は前記（1）のアにより町長から要請があったとき、又は町長が立退指示ができないと認めるときは、立退指示、立退き先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

イ 災害による危険が切迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(4) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人への土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

## 2 避難の勧告、指示区分の基準

種 別	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避 難開始	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 災害の状況から、要配慮者、特に避難行動要支援者について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
避難指示 (緊急)	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

## 3 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

伝達する内容及び方法は次のとおりとする。

### (1) 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始指示事項

ア 避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

イ 避難場所及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

(ア) 携行品は必要最小限にする（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中

電灯、携帯ラジオ等)。

(イ) 避難時の戸締りをする。

(ウ) 避難に当たっては、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底する。

(エ) 服装は軽装とし、必要に応じ、帽子、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

## (2) 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

ア インターネット、イントラネットによる伝達

町のホームページを活用し、町民に伝達する。

イ 広報車による伝達

町、消防署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ ラジオ、テレビ放送等による伝達

放送局（NHK及び民間放送局）に対して勧告又は指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示して、放送するよう協力を依頼する。

エ 電話による伝達

電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。

オ 伝達員による個別伝達

避難の勧告又は指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。

オ 町内会・自治会、自主防災組織等の住民組織による伝達

町内会・自治会長及び自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

## 4 避難場所

### (1) 避難場所の設定

町（総務対策部総務班）は、別表第16のとおり広域避難場所及び避難所（以下「避難場所」という。）を設定するものとする。ただし、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

ア 広域避難場所

大火災が延焼拡大し、危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所とする。原則として避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、小中学校等グラウンドとする。

イ 避難所

大雨、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、大火災などにより家屋を喪失した若しくは喪失するおそれがある場合に避難者を収容するための施設であり、容易に給食、物

資等を搬送することができる場所とする。原則として各地域の小中学校及び高校の体育館、教室等とし、2人当たり3.3平方メートルを基準とする。

## (2) 避難場所の開設運営

### ア 広域避難場所の運営管理

- (ア) 避難を要する状況にあつては、速やかに本部から連絡員を配置し、避難住民との連絡及び避難状況の把握に努めるとともに、避難者に対する情報提供及び指示を行い、避難住民の安全確保及び混乱の防止を図るものとする。
- (イ) 避難における救済措置は、原則として給水及び医療救護とする。
- (ウ) 広域避難場所の施設管理者は、本部長又はその命を受けた町職員の指示に従い、運営管理に協力するものとする。

### イ 避難所の運営管理

- (ア) 避難所の管理運営は、民生対策部福祉班が行うものとする。
- (イ) 避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法により、また同法が適用されない災害の場合は、同法に準じて行うものとする。
- (ウ) 避難所には、運営管理者及び補助者を置くものとする。
- (エ) 避難所として使用する施設の管理者は、本部長又はその命を受けた町職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び運営管理に協力するものとする。
- (オ) 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の収容等に当たるとともに、必要に応じて避難所の運営に関して民間団体、ボランティア団体等の協力を得るものとする。
- (カ) 運営管理者は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- (キ) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

## (3) 避難場所の周知方法

町民に対し、平常時から避難場所を周知するため、別図第3の避難場所標識を設置するとともに、広報誌等を活用して、町民に周知するものとする。

## 5 避難誘導

### (1) 避難誘導者

避難者の誘導は、町職員（民生対策部避難救護班）、消防史員、消防団員、警察官等が協力して行うものとする。

### (2) 避難行動要支援者への配慮

高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦等自力避難の困難な避難行動要支援者を避難させる場合には、優先的に誘導するよう配慮するものとする。

### (3) 避難経路

避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努

めるものとする。

(4) 避難の方法

ア 避難は、可能な限り町内会・自治会単位、又は町内会・自治会各班単位で行う。

イ 避難は、各個に行くことを原則とする。但し、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

ウ 被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は空知総合振興局に対し応援要請を行う。

6 避難所の開設状況の記録

避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 避難者世帯名簿（別記第2号様式）

(2) 救助種目別物資受払簿（別記第3号様式）

(3) 避難所設置及び収容状況（別記第4号様式）

(4) 避難所収容台帳（別記第5号様式）

7 北海道（空知総合振興局）に対する報告

(1) 町長が避難の勧告又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を記録するとともに空知総合振興局長に対しその旨報告するものとする。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 発令理由

エ 避難の対象区域

オ 避難先

(2) 避難所を開設したときは、知事（空知総合振興局長）にその旨報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 開設期間の見込み

ウ 収容状況及び収容人員

エ 炊き出し等の状況

8 関係機関への連絡

町長が避難の勧告又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡するものとする。

(1) 警察署に連絡し、必要に応じて協力を求めるものとする。

(2) 避難所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求めるものとする。

9 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（基本法第63条）

ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

イ 警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町

長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

イ 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

10 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

## 第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### 1 連絡

町、道（総合振興局又は振興局）、北海道警察本部（警察署等）、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

### 2 助言

#### (1) 町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

#### (2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

## 第3 広域一時滞在

### 1 道内における広域一時滞在

(1) 町長は、地震による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めた場合、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 町長は、他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、当該市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

なお、この場合において町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (6) 町長は、他の市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、実施すべき措置を町長に代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めた場合、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

- (3) 町長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。  
また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。  
また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大

臣に報告する。

- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村における連携に配慮する。

## 第5節 救助救出計画

災害によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出活動は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町（災害救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。  
また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。
- 2 町長（消防署長）は、警察等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり災害対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、本章第26節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

### 第2 救助救出活動

町及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

### 第3 救出を必要とする者

災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者で、おおむね次に該当する場合とする。

- 1 火災の際、火中に取り残された場合
- 2 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- 3 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合
- 4 がけ崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

## 第4 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 救助種目別物資受払簿（別記第3号様式）
- 2 被災者救出状況記録簿（別記第6号様式）

## 第6節 災害警備計画

町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために栗山警察署が実施する警戒及び警備についての計画は、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害に関する警察の任務

警察官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために、町民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

### 第2 災害の予警報の伝達に関する事項

- 1 栗山警察署長（以下「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- 2 警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

### 第3 事前措置に関する事項

- 1 町長が行う警察官の出動要請  
町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。
- 2 町長の要請により行う事前措置  
警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

### 第4 災害時における災害情報の収集に関する事項

- 1 災害情報の収集  
警察署長は、町長その他防災関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。
- 2 災害情報の連絡  
警察署長は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他防災関係機関に連絡するものとする。

### 第5 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様

に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

## **第6 避難に関する事項**

- 1 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。
- 2 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- 3 避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況に応じて警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

## **第7 救助に関する事項**

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長が行う災害応急活動に協力するものとする。

## **第8 応急措置に関する事項**

- 1 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- 2 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

## **第9 災害時における通信計画に関する事項**

- 1 警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- 2 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と協議をするものとする。

## **第7節 交通応急対策計画**

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保は、この計画の定めるところによる。

### **第1 実施責任者**

- 1 町（建設対策部施設管理班）
  - (1) 町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の復旧に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努めるものとする。  
(道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項及び第47条の4第1項）

## 2 南空知消防組合消防署

- (1) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第4項)
- (2) 消防吏員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第4項)

## 3 北海道公安委員会(栗山警察署)

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(基本法第76条第1項)
- (2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第1項)
- (3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第2項)

## 4 札幌開発建設部岩見沢道路事務所

一般国道(指定区間内)の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。(道路法第46条第1項及び第47条の4第1項)

## 5 空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所

道道(指定区間内)の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。(道路法第46条第1項及び第47条の4第1項)

## 6 自衛隊

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第3項)
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該

措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。  
(基本法第76条の3第3項)

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び栗山警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路の路線名及び区間並びに迂回路を設定できる場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (2) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

### 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 道路規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会は、交通規制により通行の禁止又は制限を行ったときは、防災関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

## 第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

### 1 通知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

### 2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 空知総合振興局長又は北海道公安委員会(栗山警察署長)は、空知総合振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」(資料5)を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
  - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
  - ク 緊急輸送の確保に関する事項
  - ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (3) 事前届出制度の普及等
- 道、市町村及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

### 3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（栗山警察署長）は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

#### (1) 確認手続

##### ア 使用者等の申出

北海道公安委員会（栗山警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

##### イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

##### ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

#### (2) 規制対象除外車両等

##### ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

##### イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

##### ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

##### エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

##### (ア) 道路維持作業用自動車

##### (イ) 通学通園バス

##### (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

##### (エ) 電報の配達のため使用する車両

- (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
- (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
- (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

#### 第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長 6,908 km）
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長 3,560 km）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路（道路延長 243 km）

※ 栗山町耐震改修計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

### 第8節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、災害復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

災害時輸送は、町長（建設対策部施設管理班）が防災関係機関の協力を得て行うものとする。（基本法第50条第2項）

#### 第2 輸送の方法

##### 1 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には庁用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により庁用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

##### 2 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

### 3 航空機輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第25節「消防防災ヘリコプター活用計画」及び本章第26節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、出動要請の要求を行う。

## 第3 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かかわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び死体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

## 第4 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 輸送関係物資受払簿（別記第3号様式）
- 2 輸送記録簿（別記第7号様式）

## 第9節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者等に対する食料等の確保並びにその配給及び供給の手續等に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町長（総務対策部財政資材班・民生対策部福祉班）が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長（総務対策部財政資材班・民生対策部福祉班）が実施する。

### 第2 食料供給の対象者

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家が被害を受け、炊事のできない者
- 3 被災地において応急作業に従事している者
- 4 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない者
- 5 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

### 第3 食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

## 第4 食料調達方法

### 1 主要食料

被災者等に対しての炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、空知総合振興局長を経由して知事に要請し、農林水産省政策統括官から支給を受けるものとする。

### 2 副食及び調味料

副食及び、調味料その他の調達が困難な場合は、空知総合振興局長を経由して知事にあつせん依頼するものとする。

## 第5 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については車両によるものとし、本章第8節「輸送計画」の定めるところによる。

## 第6 食料の需要の把握等

### 1 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、民生対策部福祉班が取りまとめて調達を行う。なお、特に避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者及び妊産婦など）に配慮して需要を把握することに努める。
- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政資材班が取りまとめて調達を行う。

### 2 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の部の応援を受け、次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会・自治会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるように配慮する。なお、避難行動要支援者に対する配給には十分配慮することとする。

## 第7 炊き出し計画

### 1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、民生対策部長は、当該保健衛生班の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせるものとする。

### 2 炊き出しの方法

炊き出しは、女性団体等の協力を得て、学校給食施設その他給食施設を有する事業所を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、空知総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

## 第8 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 炊き出し給与状況（別記第8号様式）
- 2 炊き出し等による食品給与物品受払簿（別記第3号様式）

## 第9 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第10節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町長（建設対策部上下水道班）が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長（建設対策部上下水道班）が関係機関の協力を得て実施する。
- 3 個人備蓄の推進  
町（建設対策部上下水道班）は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。
- 4 給水資機材の確保  
町（建設対策部上下水道班）は災害時に使用できる応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。ていくものとする。

### 第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

### 第3 給水の方法

- 1 輸送による給水  
被災地の近隣市町から、給水用資機材により補給し、被災地域内へ輸送の上、町民に給水するものとする。
- 2 応急給水栓の設置による給水  
給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水するものとする。
- 3 家庭用井戸等による給水  
被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

### 第4 給水量

1人1日当たりの給水量は、おおむね3リットルとする。

### 第5 町民への周知

給水に当たっては、広報車の巡回等により町民に周知するものとする。

- 1 給水拠点の場所及び給水方法
- 2 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 3 その他必要事項

## 第6 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行うものとする。

## 第7 給水施設等の現状

- 1 給水資機材  
別表第20のとおり
- 2 配水池保有水量  
別表第21のとおり

## 第8 給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努めるものとする。

## 第9 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町、北海道又は自衛隊へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

## 第10 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 飲料水の供給簿（別記第9号様式）
- 2 給水関係物資受払簿（別記第3号様式）

## 第11 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

### 第11節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 上水道

- 1 実施責任者  
町長（建設対策部上下水道班）が実施する。
- 2 応急復旧  
町長は、大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。
  - (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。
  - (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。
  - (3) 被害状況により他市町等へ支援を要請する。
  - (4) 住民への広報活動を行うものとする。
- 3 広報  
町長は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

## 第2 下水道及び集落排水

### 1 実施責任者

町長（建設対策部上下水道班）が実施する。

### 2 応急復旧

町長は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。
- (3) 被害状況により他市町等へ支援を要請するものとする。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努めるものとする。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡するものとする。
- (6) 住民への広報活動を行うものとする。

### 3 広報

町長は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

## 第12節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品並びに物資の供給は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

1 町長（民生対策部福祉班）が実施する。

2 救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長（民生対策部福祉班）が実施する。

### 第2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

#### 1 対象者

給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

#### 2 種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定するものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘、紙おむつ、生理用品等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

### 第3 実施の方法

#### 1 物資の調達及び配分

町長（総務対策部財政資材班）は、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

#### 2 避難行動要支援者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者及び妊産婦など）に優先的に配分するなどの配慮をする。

### 第4 給与又は貸与の方法

町長（総務対策部財政資材班）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、町内会・自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

### 第5 給与又は貸与に係る実施状況の記録

町長（総務対策部財政資材班）は、物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 世帯構成員別被害状況（別記第10号様式）
- 2 物資購入（配分）計画表（別記第11号様式）
- 3 物資の給与状況（別記第12号様式）
- 4 物資給与及び受領簿（別記第13号様式）
- 5 衣料、生活必需品等受払簿（別記第3号様式）

### 第6 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第13節 医療救護計画

災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の救護活動の実施は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町長（民生対策部保健衛生班）が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事（知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部）又は知事の

委任を受けて町長（民生対策部保健衛生班）が実施する。

- 3 医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

## 第2 医療救護の対象

### 1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者
- (3) 人工透析が必要な者

### 2 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに医師等の派遣要請、応急救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

## 第3 医療救護活動の実施

### 1 町

- (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救護班（班長は住民福祉課長とする。）を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

### 2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 救助法が適用された場合又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。  
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (5) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (6) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する  
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック

ク」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

### 3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

### 4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所  
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所は、独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構  
独立行政法人労働者健康福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部  
日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記（3）を除く。）  
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記（3）を除く。）は、道の要請に基づき所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会  
北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、第3の3に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会  
北海道歯科医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会  
北海道薬剤師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (8) 北海道看護協会  
北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

#### **第4 輸送体制の確保**

##### **1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）**

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、または、緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣の要請を要求する。

##### **2 重傷患者等**

重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣の要請を要求する。

#### **第5 応急救護所の設置**

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するものとするが、災害の状況等により他の公共施設等を使用するものとする。

#### **第6 医薬品等の確保**

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、町内業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じ確保が困難なときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

#### **第7 町内医療機関の現状**

町内医療機関の現状は、別表第17のとおりである。

#### **第8 医療救護活動実施の記録**

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 救護班活動状況（別記第14号様式）
- 2 病院診療所医療実施状況（別記第15号様式）
- 3 助産台帳（別記第16号様式）
- 4 医薬品及び衛生材料等物資受払簿（別記第3号様式）

#### **第9 費用の限度及び期間**

救助法の基準によるものとする。

### **第14節 防疫計画**

災害時における被災地の防疫は、この計画の定めるところによる。

#### **第1 実施責任者**

- 1 町長（民生対策部環境対策班）が知事の指導及び指示に基づき実施する。
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施する。

## 第2 防疫の実施組織

町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するために、環境生活課長を班長として防疫班を編成するものとする。

## 第3 防疫の種別及び方法

### 1 防疫班の消毒活動

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条、第15条及び第16条の規定に基づき消毒等を実施するものとする。

(1) 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施するものとする。

(2) 避難所その他の不潔な場所の消毒は、1日1回以上クレゾール等を用い実施するものとする。

(3) 井戸の消毒を実施するものとする。

井戸の消毒は、井戸水1立方メートル当たり20ミリリットルの次亜鉛素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除については、対象となる区域を定めて実施するものとする。

### 2 被災世帯における家屋等の消毒

(1) 汚染された台所、炊事場、食器戸棚等を中心にクレゾール水などを用いて拭拭し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰等を散布するよう指導するものとする。

(2) 便所は、クレゾール水をもって拭拭又は散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳等を投入かくはんするよう指導するものとする。

### 3 患者等に対する措置

知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院の勧告又は措置を行うものとする。

町長は、知事が行う入院の勧告又は措置について、必要に応じ協力するものとする。

### 4 臨時予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項）

町長は、指定疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められるときは、知事の指示を受け予防接種を実施するものとする。

### 5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

#### (1) 健康調査等

ア 避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ 知事は、必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施するものとする。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒等を行うように指導する。また、必要があるときは、クレゾール等による消毒を行い、便所、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石けん液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できる限り専従させるものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

6 生活水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

**第4 防疫資器材の調達**

災害時において、町が所有する防疫資器材等に不足をきたした場合は、空知総合振興局保健環境部保健行政室（岩見沢保健所）、隣接市町村等から借用するものとする。

防疫活動に要する器材の所有状況は、次のとおりである。

器 材 名	数 量	保 管 場 所
噴霧器	3台	環境生活課

**第5 家畜防疫**

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、家畜保健衛生所において実施するものとする。

**第15節 廃棄物処理等計画**

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り・死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）の業務は、この計画の定めるところによる。

**第1 実施責任者**

- 1 地域住民の協力を得て、町長（民生対策部環境対策班）が実施するものとするが、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町長（産業対策部農林班）が実施するものとする。
- 3 逸走犬の処理は、町長（民生対策部環境対策班）が行うものとする。

**第2 廃棄物等の処理方法**

廃棄物等の処理の責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要

の措置を講ずるものとする。

### 第3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部（岩見沢保健所）の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- 1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- 2 移動できないものについては、空知総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- 3 前記1及び2において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

## 第16節 飼養動物対策計画

### 第1 実施責任者及び飼養動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持して適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について、周知を図るものとする。

## 第17節 文教対策計画

町立学校施設の被災又は町立小中学校における児童生徒の被災により、児童生徒等の安全の確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町長（文教対策部学校教育班）及び町教育委員会が実施する。ただし、救助法が適用された場合の学用品の給与については、知事又は知事の委任を受けて町長（文教対策部学校教育班）が実施する。
- 2 学校ごとの災害発生に伴う必要な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて実施する。
- 3 道立学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、知事及び北海道教育委員会が実施する。
- 4 学校法人にあっては、この計画に準じ、文教対策を実施するよう努めるものとする。

### 第2 応急教育対策

#### 1 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

- (1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビその他確実な方法で各児童生徒に周知するものとする。

(2) 授業開始後の措置

授業開始後に休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、教師が付き添う等児童生徒の保護に留意するものとする。

2 学校施設の確保と復旧対策

(1) 施設の整備

学校その他の文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見と施設の整備、改善を図るものとする。

(2) 応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

(3) 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法を取るものとする。

(4) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。ただし、利用する施設がないときは、応急仮設校舎を建設する等の対策を検討するものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、被災した学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、町教育委員会は、道教育委員会（空知教育局）と緊密な連絡をとり、近隣の学校教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

### 第3 教育の要領

1 学校長は、災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できる限り授業の確保に努めるものとする。特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努めるものとする。

2 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 教科書、学用品等の損失状況等を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮するものとする。

(2) 教育活動の場所として公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童生徒の安全確保に留意するものとする。

(3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導するものとする。集団登下校を実施する際は、地域住民、父母等の協力を得て行うものとする。

(4) 学校が避難所として利用された場合は、特に児童生徒の指導及び管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障にならないように留意するものとする。

(5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮するものとする。

3 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

#### **第4 学校給食等の措置**

- 1 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- 2 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- 3 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### **第5 衛生管理対策**

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。

- 1 校舎内、特に水飲場及び便所は、常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- 4 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

#### **第6 教科書及び学用品の調達及び支給**

##### 1 支給対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品を喪失又はき損した者。

##### 2 支給品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

##### 3 調達方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を取り、その必要数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、町内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。

なお町内において調達困難なときは、知事に依頼して調達するものとする。

##### 4 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、学校長を通じて対象者に支給する。

#### **第7 実施状況の記録**

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第17号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

#### **第8 費用の限度及び期間**

救助法の基準によるものとする。

#### **第9 文化財保全対策**

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び栗山町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、栗山町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第18節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。
- 2 町長（建設対策部施設管理班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

- 3 町長（建設対策部施設管理班）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所の設置

町長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

#### 2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### 3 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

##### (2) 入居者の選定

町長は、入居者の選定に当たっては、民生委員等からなる選定委員会を設け、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

##### (3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。また、建設場所については、原則として、町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

##### (4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

- (5) 建設戸数  
道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。
- (6) 規模及び構造、存続期間及び費用
  - ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。
  - イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認められた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。
  - ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借り上げに係る契約を締結）を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。
  - エ 維持管理  
知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた町長が管理する。
  - オ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。
- (7) 着工時期  
救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

#### 4 住宅の応急修理

- (1) 応急修理を受ける者  
災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者
- (2) 応急修理実施の方法  
応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。
- (3) 修理の範囲と費用
  - ア 実施期間  
救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
  - イ 修理の範囲  
応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
  - ウ 費用  
費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 第3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

### 第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅台帳（別記第18号様式）
- 2 住宅応急修理記録簿（別記第19号様式）

## 第5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第6 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

# 第19節 被災宅地安全対策計画

町の区域において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

## 第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

## 第2 危険度判定の支援

北海道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

## 第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（外壁擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

## 第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

## 第5 事前準備

町は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

### 第20節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町長（民生対策部避難救護班・環境対策班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が行うこととなるが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

#### 第2 実施の方法

##### 1 行方不明者の捜索

###### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

###### (2) 捜索の実施

町長（民生対策部避難救護班）は、災害の種別、規模等を勘案して捜索の方法及び期間を定め、消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

###### (3) 警察署への通報

町長（民生対策部避難救護班）は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を栗山警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

##### 2 遺体の処理

###### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

###### (2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日本赤十字北海道支部）

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案（日本赤十字北海道支部）

エ 遺体の見分（警察官）

### (3) 収容処理の方法

ア 町（民生対策部避難救護班）は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

### (4) 安置場所の確保

市町村は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

## 3 遺体の埋葬

### (1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

### (2) 埋葬の方法

ア 遺族がいる遺体

遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

イ 遺族がいない遺体

縁故遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

ウ 身元不明の遺体

身元不明の遺体は、栗山警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

## 第3 他市町村から漂着した遺体の処理

1 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。

2 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

## 第4 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

### 1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の捜索に係る物資受払簿（別記第3号様式）

(2) 遺体の捜索状況記録簿（別記第20号様式）

- 2 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第2 1号様式）
- 3 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第2 2号様式）

## 第5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第2 1節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で町民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

### 第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水（水があふれる）の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策機具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所等

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。  
（基本法第6 4条第2項）
- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から1 4日間その旨を公示するものとする。（基本法施行令第2 6条）
- 3 町は、北海道財務局および道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

### 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第7節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第23号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

## 第7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

### 第1 災害の原因及び被害種別

- 1 災害の原因
  - (1) 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
  - (2) 地すべり
  - (3) がけ崩れ
  - (4) 地震
  - (5) 火山噴火
- 2 被害種別
  - (1) 路面及び路床の流失埋没
  - (2) 橋梁の流失
  - (3) 河川の決壊及び埋没
  - (4) 堤防の決壊
  - (5) 溜池等えん堤の流失及び決壊
  - (6) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

### 第2 応急土木復旧対策

- 1 実施責任  
災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。
- 2 応急対策及び応急復旧対策
  - (1) 応急措置の準備
    - ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
    - イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。
  - (2) 応急措置の実施  
所管の施設の保護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重

大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、町、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終息したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前記(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

### 第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに計画に定めることにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第23節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、この計画によるものとする。

### 第1 実施責任者

被災農家が家畜飼料等の確保ができないときは、町長(産業対策部農林班)が道に応急飼料のあつせんを要請する。

### 第2 実施の方法

町長(産業対策部農林班)は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあつせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあつせんを要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法(預託、附添等)
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第24節 労務供給計画

災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇用及び供給については、この計画に定めるところによる。

## 第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、町長（総務対策部総務班）が実施する。

## 第2 労務者の雇用

### 1 動員の要請

各対策部長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して労務者の配備を総務対策部長に要請する。要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行うものとする。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

### 2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び死体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

### 3 千歳公共職業安定所夕張出張所長への要請

町において必要とする労務者の確保ができないときは、千歳公共職業安定所夕張出張所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをするものとする。

- (1) 職種別、所要就労者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

## 第3 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

## 第4 実施状況の記録

労務者を雇用した場合は、労務者雇用台帳（別記第24号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

## 第25節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

### 第1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

### 第2 緊急運航の要請

町長（総務対策部総務班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。（資料6参照）

- 1 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- 2 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- 3 その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効であると認められる場合

### 第3 要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第25号様式）を提出するものとする。

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 3 災害現場の気象状況
- 4 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- 5 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

### 第4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233
- ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

### 第5 報告

町長は、災害が終息した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第26号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

### 第6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- 1 災害応急対策活動
  - (1) 被災状況の調査などの情報収集活動
  - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急活動・救助活動
  - (1) 傷病者、医師等の搬送

- (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防ぎょ活動
  - (1) 空中消火
  - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

## 第7 救急患者の緊急搬送手続等

### 1 応援要請

町長（総務対策部総務班）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。（資料7参照）

### 2 救急患者の緊急搬送手続き

- (1) 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域振興部地域政策課）及び栗山警察署にその旨を連絡するものとする。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第27号様式）を提出するものとする。
- (3) 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
- (4) 町長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

## 第8 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料4のとおりである。

## 第9 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は資料4のとおりである。

## 第26節 自衛隊派遣要請計画

天災、地変その他の災害に際し、基本法第68条の2及び自衛隊法第83条の規定に基づき、人命又は財産の保護のため自衛隊に対し部隊等の災害派遣の要請を要求するときは、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害派遣要請要求基準

自衛隊への災害派遣の要請の要求は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。

6 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

## 第2 災害派遣要請の要求等

### 1 要請の要求方法

町長（総務対策部総務班）は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかにした文書（別記第28号様式）で知事（空知総合振興局長）に派遣要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

### 2 依頼先

派遣要請の要求は、空知総合振興局地域振興部地域政策課へ行うものとする。

TEL	0126-20-0033
総合行政情報ネットワーク	96-450-2151

### 3 緊急を要する災害派遣要請の要求方法

町長は、人命の緊急救助に関し、知事（空知総合振興局長）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（空知総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。但し、この場合、速やかに知事（空知総合振興局長）に通知し、前記1の手続きを行うものとする。緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

指定部隊名	担当部課	所在地	電話番号
第7師団 第72戦車連隊	第3科	恵庭市柏木531	0123-32-2101

## 第3 災害派遣部隊の受入れ態勢

### 1 受入れ準備の確立

知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

#### (1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

#### (2) 連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たらせるものとする。

#### (3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

## 2 派遣部隊到着後の措置

### (1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

### (2) 知事（空知総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

### (3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供するものとする。

## 第4 経費負担等

### 1 次の費用は、町において負担するものとする。

(1) 資材費及び機器借上料

(2) 電話料及びその施設費

(3) 電気料

(4) 水道料

(5) くみ取料

### 2 その他必要経費については、自衛隊及び町において協議の上、定めるものとする。

## 第5 派遣部隊の撤収要請要求

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第29号様式）をもって知事（空知総合振興局長）に撤収要請を要求するものとする。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

## 第27節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施機関

町及び南空知消防組合消防署

### 第2 実施内容

#### 1 町の措置

(1) 他の市町村長に対する応援要請

地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び市町村間の各種相互応援協定等に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

(2) 知事に対する応援要請等

ア 町長は、地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

イ 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

2 消防署

(1) 消防署は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 消防署は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 応援協定等

町と防災関係機関との相互応援協定は、次のとおりである。

協 定 名	協 定 先	協定概要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H20. 6. 10改訂)	北海道、北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供と斡旋
北海道広域消防相互応援協定 (H3. 2. 13締結) (H6. 7. 25締結)	北海道内72消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、救助隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動）  〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター 応援協定 (H8. 6. 25締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送
協 定 名	協 定 先	協定概要
北海道地方における災害時の 応援に関する申合せ (H22. 5. 27締結)	北海道開発局	土木施設等の被害状況の把握 二次災害の防止に資する応急措置の準備 (資機材の運搬、被災箇所監視、侵入道路の確保等)

災害時の連携に係る協定書 (H25. 12. 24締結)	陸上自衛隊第7師団第72 戦車連隊	連絡体制の充実、災害応急対策資材の保管状況資料の共有 防災訓練、会議等への参加 災害発生時における連絡調整所、活動拠点の設置等 連絡調整所、活動拠点の設置に係る町の場所の提供
災害時の応援に関する協定 (H26. 3. 28締結)	北海道財務局	避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等） 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別作業 り災証明書申請受付及び発行に関する事務 り災建物判定に係る現地調査補助
災害発生時における相互協力 に関する協定 (H26. 3. 31改訂)	栗山町内郵便局	避難所開設状況、避難者リスト情報等の相互提供 郵便局ネットワークを活用した広報活動 災害特別事務取扱い及び援護対策 業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 臨時の郵便差出箱の設置

## 第28節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区及び各種ボランティア団体・NPO等との連携は、この計画に定めるところによる。

### 第1 ボランティア団体等の協力

町及び関係機関は、栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

### 第2 ボランティアの受入れ等

- 1 町、栗山町社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地の援助ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるものとする。
- 2 町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点施設を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。
- 3 町におけるボランティアの受入れ及び連絡調整は、民生対策部福祉班が行うものとする。

### 第3 ボランティア団体・NPO活動内容

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- 1 災害、安否及び生活情報の収集伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動

- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネーター
- 17 その他被災者の支援活動

#### **第4 ボランティア活動の環境整備**

町、道及び栗山町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び栗山町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と栗山町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

### **第29節 災害救助法の適用と実施**

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、次の計画に定めるところによる。

#### **第1 実施責任者**

救助法による救助は、知事が行う。町は、知事が行う応急救急活動を補助するものであるが、救助法第30条に基づき同法施行令（昭和22年政令第225号）第23条により知事からの通知があった事務については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

#### **第2 救助法の適用基準**

救助法施行令第1条の定めにより、栗山町の適用基準は次のとおりである。

## 1 住家が滅失した世帯数

被害区分 町の人口	町単独の場合	被害者が相当広範囲な場合 (全道で 2,500 世帯以上の住家が滅失した場合)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	栗山町内の住家滅失世帯数	
栗山町 5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	20 世帯	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

### (1) 住家被害の判定基準

ア 滅失・・・・・・・・全壊、全焼、流失の状態をいう。

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

イ 半壊、半焼・・・・・・・・2世帯で滅失1世帯に換算する。

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水・・・・・・・・3世帯で滅失1世帯に換算する。

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

### (2) 世帯の判定

ア 生計を一にしている実態の生活単位をいう。

イ 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

## 第3 救助法の適用手続

### 1 町

(1) 町長（総務対策部総務班）は、町に係る災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに空知総合振興局長に対し、次の事項を報告しなければならない。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ 既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置に

ついて指示を受けなければならない。

## 2 北海道

空知総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

知事は、空知総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

## 第4 救助の実施と種類

### 1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の捜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施

期間を延長することができる。

## 2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

## 第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

## 第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、栗山町地域防災計画の別冊である「地震防災計画編」による。

## 第7章 事故災害対策計画

道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 道路災害対策計画

道路構造物の被災における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 災害予防

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

##### 1 実施事項

###### (1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

###### (2) 栗山警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 災害応急対策

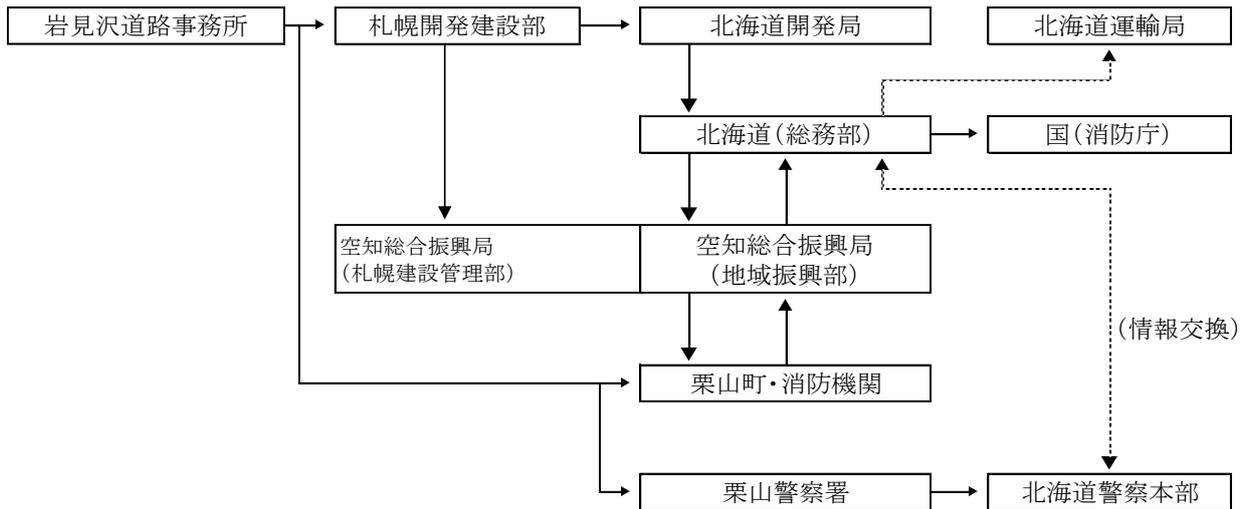
### 1 情報通信

#### (1) 情報連絡系統

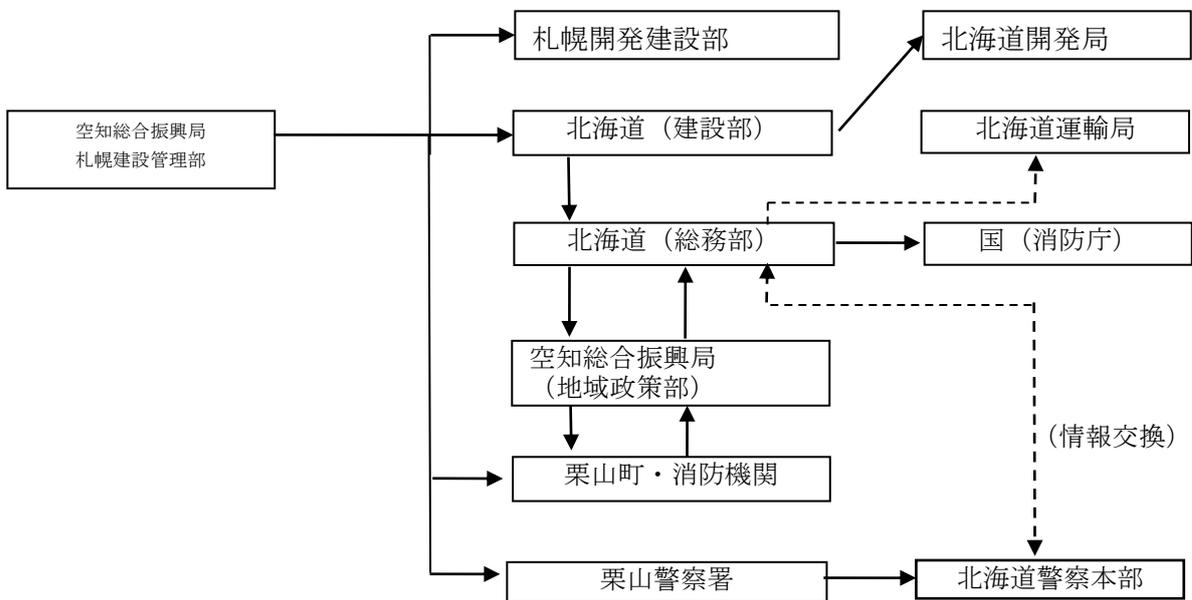
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

#### 【情報通信連絡系統図】

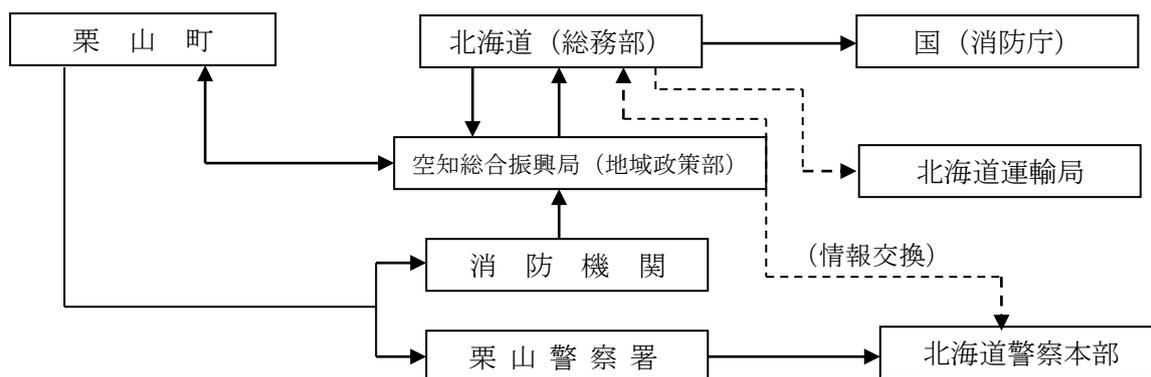
##### (1) 国の管理する道路の場合



##### (2) 道の管理する道路の場合



### (3) 町の管理する道路の場合



### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、町、道路管理者及び防災関係機関は、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

- (1) 町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

## 4 救助救出活動

救助救出活動は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、道路管理者は、町及び関係機関による迅速かつ的確な救助救出活動が行われるよう協力するものとする。

## 5 医療救護活動

医療救護活動は、第5章第13節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、道路管理者は、町及び防災関係機関による迅速かつ的確な初期活動が行われるよう協力するものとする。

## 6 消防活動

消防活動は、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、道路管理者は、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。

## 7 行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬

町及び関係機関は、第5章第20節「行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

## 8 交通規制

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又は流出するおそれがある場合は、本章第2節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第26節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

## 11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援派遣計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村又は道へ応援を要請するものとする。

## 12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早急な道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似災害の再発防止のために、被災個所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

## 第2節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動

体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るための予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

## 第1 危険物等の定義

### 1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

### 4 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

### 5 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

## 第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。（資料11参照）

### 1 危険物等災害予防

#### (1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

#### (2) 北海道、消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

#### (3) 栗山警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

## 2 火薬類災害予防

### (1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異状を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官等に届け出るとともに道に報告するものとする。

### (2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

### (3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

### (4) 栗山警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。  
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異状を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

### (5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### 3 高圧ガス災害予防

#### (1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

#### (2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

#### (3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

#### (4) 栗山警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

#### (5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### 4 毒物・劇物災害予防

#### (1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

#### (2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、

登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 栗山警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 栗山警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

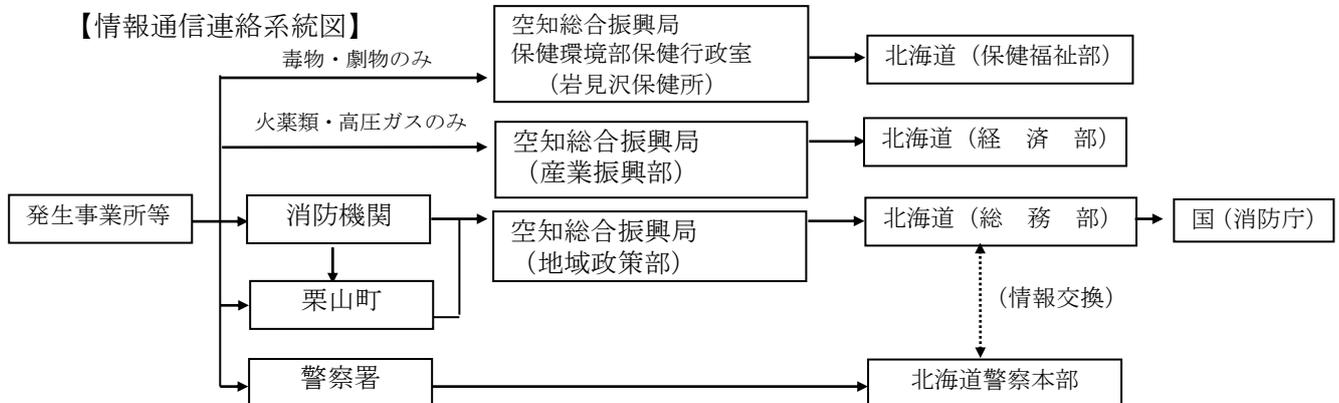
### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

##### (1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



##### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところにより実施するものとする。この場合において、町、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

#### 3 応急活動体制

- (1) 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

#### 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

##### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

##### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

#### 5 消防活動

(1) 消防活動は、第4章第7節「消防計画」の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(3) 事業者は、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

#### 6 避難救出及び医療救護活動

町及び防災関係機関は、第5章第4節「避難対策計画」、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第13節「医療救護計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性その他危険物等の特殊性を考慮した避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

#### 7 行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬

町及び防災関係機関は、第5章第20節「行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

#### 8 交通規制

栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

#### 9 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第26節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

#### 10 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援派遣計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

### 第3節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るための予防、応急対策は、この計

画の定めるところによる。

## 第1 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

### 1 町、消防機関

#### (1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

#### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

#### (3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用施設等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### (4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施について指導する。

#### (5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分配慮する。

#### (6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主火災予防運動の実践を推進する。

#### (7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の確保に努める。

#### (8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

#### (9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行

い、必要に応じ体制等の改善を行う。

### (10) 火災警報

町長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

#### 【警報発令条件】

- ・実効湿度 65%以下にして、最小湿度 45%となり、最大風速 7 m/s 以上のとき
- ・実効湿度 60%以下のときは、風速 7 m/s 以上のとき

## 2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

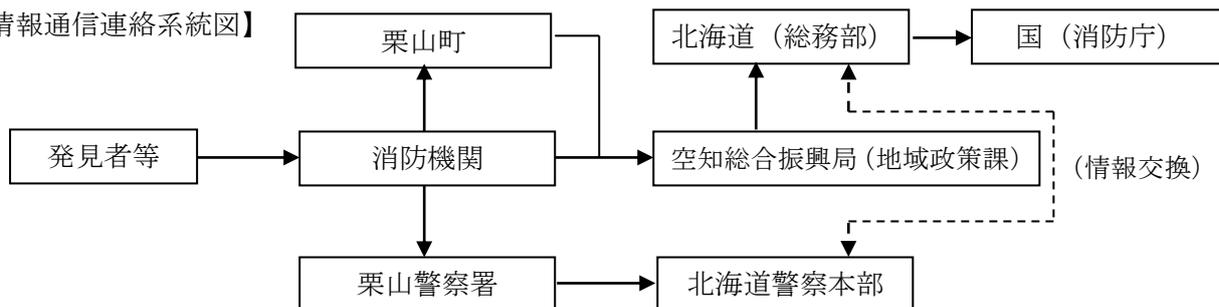
## 第2 災害応急対策

### 1 情報通信

#### (1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



#### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 3 応急活動体制

- (1) 町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 町及び関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

#### 4 消防活動

消防活動は、第4章第7節「消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

#### 5 避難救出及び医療救護活動

町及び関係機関は、第5章第4節「避難対策計画」、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第13節「医療救護計画」の定めるところにより、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

#### 6 行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬

町及び関係機関は、第5章第20節「行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬を実施するものとする。

#### 7 交通規制

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

#### 8 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第26節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

#### 9 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第27節「広域応援派遣計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村又は道へ応援を要請するものとする。

### 第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

## 第4節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 組織

#### 1 栗山町林野火災予消防対策会議

林野火災の予消防対策を推進するため栗山町林野火災予消防対策会議を設け、構成機関相互の連絡及び情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

##### (1) 実施機関

栗山町、南空知消防組合消防署、空知森林管理署、栗山町森林組合、王子木材緑化(株)

(2) 協力機関

空知総合振興局、栗山警察署、陸上自衛隊第72戦車連隊、栗山町教育委員会、栗山町農業協同組合、夕張市、由仁町、岩見沢市、北海道新聞栗山支局、南空地新報社

2 林野火災予消防対策本部

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じ、林野火災予消防対策本部を設置し、応急対策を実施するものとする。

## 第2 林野火災予防対策

1 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災の防止を図るため、町民意識の高揚をめざし、次の対策を講ずるものとする。

- (1) ポスター、旗等による啓発
- (2) 町広報紙への啓発記事の掲載
- (3) 乾燥注意報発令時の啓発巡回

2 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- (1) タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、広報紙、啓発看板等を活用し、周知する。
- (2) 入林の許可、届出等について指導する。
- (3) 危険時の入林制限区域の周知を図る。
- (4) 防災関係機関の協力の下、それぞれ所轄する森林の巡回指導を行う。

3 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び栗山町森林等火入れに関する規則（昭和60年4月30日規則第3号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

## 第3 気象情報対策

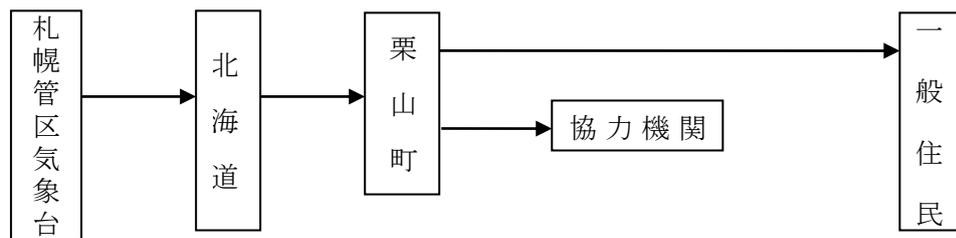
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

1 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第6節「気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画」のとおりである。

2 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

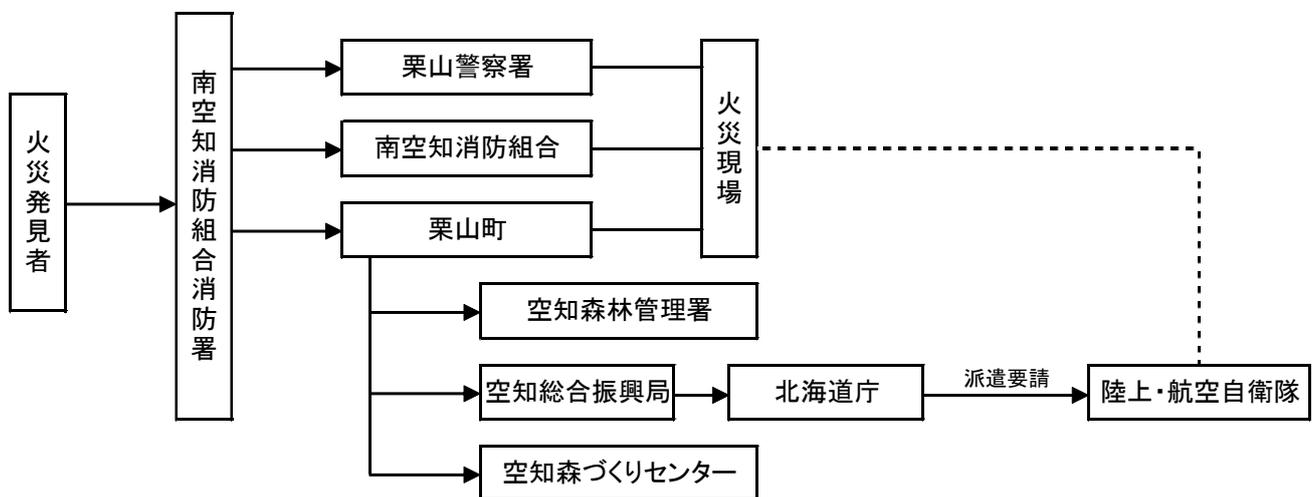


#### 第4 林野火災消防対策

林野火災の発生時は、最も短時間に、最も容易に消火し可燃物を除去して被害を最小限に抑えることが重要であるため、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

- 1 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。
- 2 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、知事（空知総合振興局長）に対し、第5章第25節「消防防災ヘリコプター活用計画」及び第5章第26節「自衛隊派遣要請計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する。
- 3 林野火災発生連絡系統

林野火災が発生したときの連絡系統は、次のとおりとする。



## 第8章 災害復旧計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、または、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずるものとする。

なお、著しく異常、かつ、激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

#### 第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、町長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

#### 第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川
  - (2) 急傾斜地崩壊防止施設
  - (3) 道路
  - (4) 下水道
  - (5) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

### 第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね北海道地域防災計画第9章「災害復旧計画」別表のとおりである。

また、被災者生活再建支援制度の活用を推進するものとする。(別表22)

### 第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号)による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者支援計画

### 第1 罹災証明書の交付

- 1 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速、かつ、的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- 2 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- 3 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

### 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

- 1 被災者台帳の作成
  - (1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的、かつ、効果的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的、かつ、効率的な実施に努めるものとする。
  - (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

## 第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資

- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

#### 第4 災害義援金の募集及び配分

##### 1 義援金品の受付

町災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付けるとともに、北海道災害義援金募集委員会と連携を図るものとする。

##### 2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平、かつ、効果的に行われるよう、町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

また、北海道災害義援金配分委員会と連携を図るものとする。

##### 3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、義援金提供者の意向を尊重し、適切、かつ、速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における迅速、かつ、円滑な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

## 第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及及び啓発を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。

### 第1 訓練実施機関

訓練は、町（総務課）及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

### 第2 訓練の種類

防災訓練は、関係機関との緊密な連携の上、訓練計画を作成して実施するものとする。

#### 1 水防訓練

消防機関の動員、水防工法、水防資材及び機材の輸送等、町水防計画に掲げる訓練を実施する。

#### 2 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、通信の統制・広報・情報連絡等の訓練を実施する。

#### 3 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練を実施する。

#### 4 災害通信連絡訓練

気象警報の伝達、災害発生状況報告、被害報告等の伝達訓練を実施する。

#### 5 非常参集訓練

本部各班員及び消防機関の参集訓練を実施する。

#### 6 防災総合訓練

防災関係機関と町民等が連携を図り、総合的な訓練を実施する。

#### 7 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

#### 8 その他防災に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力、その他防災に関する訓練を実施する。

### 第3 相互応援協定に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

### 第4 民間団体等との連携

道、町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

## 第10章 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町（総務課）及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。
  - (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
  - (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
  - (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
  - (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

### 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 広報紙の活用
- 2 ホームページの活用
- 3 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 4 ビデオ、パネル等の活用
- 5 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- 6 諸行事、防災訓練等による普及
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 学校教育を通しての普及
- 9 社会教育を通しての普及
- 10 その他

### 第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 栗山町地域防災計画の概要

- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
  - (1) 自助（備蓄）の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 災害予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) その他
- 4 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア (家庭内、組織内の) 連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
  - (1) 被災農産物に対する応急措置
  - (2) その他
- 6 その他必要な事項

## **第5 学校教育関係機関における防災思想普及・啓発**

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護等の措置）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

## **第6 普及・啓発の時期**

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。